太陽生命

T&D
T&D保険グループ

しおり約款閲覧コード
1010171001

こども保険専用

特約中途付加のしおり

ご契約のしおり・約款

わくわくポッケ

ひまわり学資プラン

がんばれ

ベストシニアサービス BSS

2017年10月版

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
ご一読いただき、内容を十分ご確認いただきますようお願いいたします。

◆当冊子において、「当社」または「会社」とあるのは「太陽生命保険株式会社」を、「支社」とあるのは「太陽生命支社」を、また「本社」とあるのは「太陽生命本社」をさします。
◆約款（特約条項）の正式名称には（07）の数字がついていますが、当冊子においては読みやすさを考慮し、一部において記載を省略しております。

お願い

「契約のご確認」にお伺いする場合がございます。

このたびは、特約の中途付加をお申込みいただきありがとうございます。
後日当社で委託した専門の業務士（T&Dコンファーム（株）・（株）審調社）等がご自宅等にお伺いさせていただき、お申込みいただきました特約中途付加時の告知内容等について、確認させていただく場合がございます。
なお、業務士等は「業務士証明書」、「名刺」または「あいさつ状」を携行しております。
その節は、ご協力の程お願い申し上げます。

「契約のご確認」訪問について

1. 確認内容は、ご契約者や被保険者の健康状態などの告知事項や、ご契約の同意、申込書等の自署、「ご契約のしおり・約款」のお受け取り等についての確認となります。通常、被保険者への確認となりますが、ご契約者に確認させていただくこともあります。
2. 被保険者・ご契約者が未成年者の場合は、法定代理人（親権者・後見人）に確認します。
3. 事前にお電話で訪問日を確認のうえ訪問します。
4. お申込みいただいてから、1ヵ月後位にお伺いすることもあります。
   なお、契約確認に要する時間は約15分です。
5. ご契約によっては、年収等をお聞きすることもあります。

告知いただいた内容について、詳しくお尋ねする場合もございます。
健全な保険制度維持のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、ご意見・ご質問等がございましたら、もよりの支社または太陽生命本社あてにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

この冊子の構成

この冊子は、つぎの２つの部分から構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要な事項、諸手続、税法上の取扱など、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約　　款

ご契約の内容、ご契約後の各種取扱などを規定した特約条項を記載しています。

もくじ

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明…… 1

はじめに
【1】この冊子をお読みいただくに際して …… 5

給付金などの請求
【1】給付金などの請求方法…… 6
【2】指定代理請求人による請求に関する特則について …… 9

給付金などのお支払い
【1】給付金などのお支払事由および保険料の払込免除事由の発生時期について …… 11
【2】特約の保障内容…… 12

給付金などをお支払いできない場合など
【1】給付金などをお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合 …… 19
【2】給付金などをお支払いする場合・できない場合の事例 …… 21

お申込みに際して
【1】保険契約締結の「媒介」と「代理」 …… 25
【2】当社の生命保険募集人の権限…… 25
【3】責任開始期について …… 25
【4】保険証券について …… 25
【5】申込書・告知書のご記入 …… 26
【6】告知に関するご注意点について …… 26
【7】契約確認…… 27
【8】クーリング・オフ制度のお取扱いはありません …… 28
【9】個人情報のお取扱いについて …… 28
【10】本人特定事項等の確認について …… 29
【11】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について …… 30
【12】当社の組織形態および株式会社の運営について …… 32
【13】「生命保険契約者保護機構」について …… 32

ご契約後について
【1】受取人・住所等の変更や証券紛失 …… 35
【2】ご解約と解約払戻金について …… 35
【3】契約者配当金について …… 36

税金について
【1】生命保険料控除について…… 37
【2】給付金などの税法上のお取扱い …… 40

免責事由一覧
【1】給付金などを支払わない場合 …… 41
【2】保険料のお払い込みを免除しない場合 …… 42

各種例表 …… 109

全国支社一覧 …… 115

約款

主契約について
この冊子は特約中途付加用のしおりです。 …… 45
こども保険保険料払込免除特約(07) …… 47
こども保険傷害特約(07) …… 62
短期入院保障特約(07) …… 75
こども保険災害入院特約(07) …… 77
こども保険疾病保障特約(07) …… 85
こども保険入院一時金特約(07) …… 98

各種例表

こども保険傷害特約(07)　解約払戻金額例表 …… 110
こども保険災害入院特約(07)　解約払戻金額例表 …… 111
こども保険疾病保障特約(07)　解約払戻金額例表 …… 112
こども保険入院一時金特約(07)　解約払戻金額例表 …… 113

主な保険用語のご説明

あ行	
祝金・学資金・満期祝金 （いわいきん・がくしきん・まんきいわいきん）	被保険者が所定の時に生存しているときに当社が支払うお金のことをいいます。
受取人 （うけとりにん）	給付金・祝金などを受け取る人をいいます。

か行	
解除 （かいじょ）	告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
解約 （かいやく）	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されると、以降の保障はなくなります。
解約払戻金 （かいやくはらいもどしきん）	解約された場合などに、ご契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
給付金 （きゅうふきん）	被保険者の身体に障害が生じたとき、病気やケガにより入院されたとき、手術を受けられたときなどに当社から支払われるお金のことをいいます。 例：障害給付金、入院給付金、手術給付金
契約応当日 （けいやくおうとうび）	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。とくに月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、各月・半年ごとの契約日に対応する日をさします。
契約者 （けいやくしゃ）	当社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権など）と義務（保険料のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます（保険契約者・ご契約者ともいいます）。
契約者配当金 （けいやくしゃはいとうきん）	責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
契約日 （けいやくび）	通常は保障が開始される日をいい、保険期間などの計算の基準日になります。特約の中途付加においては、責任開始の日が特約の契約日となります。
後継保険契約者 （こうけいほけんけいやくしゃ）	ご契約者が死亡されたときに、ご契約上の様々な権利と義務を引き継ぐ人のことをいいます。
告知義務 （こくちぎむ） と **告知義務違反** （こくちぎむいはん）	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴などの当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただきます。これを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことがらについて報告をいただいていなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合などは、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

●この冊子をよりいっそうご理解いただけるよう主な保険用語についてご説明します。

さ行	
失効 （しっこう）	保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態となり、保険金・給付金等を受け取れなくなります。なお、失効したご契約は復活できる場合があります。また失効した場合でも解約払戻金がある場合は、ご契約者は解約払戻金を請求することができます。
指定代理請求人 （していだいりせいきゅうにん）	代理請求ができる人として被保険者の同意を得てご契約者があらかじめ指定した人です。この保険では、後継保険契約者が指定代理請求人となります。
支払事由 （しはらいじゆう）	給付金などをお支払いする要件をいいます。 例：被保険者の入院、手術
死亡給付金 （しぼうきゅうふきん）	被保険者が死亡されたときに当社が支払うお金のことをいいます。
主契約 （しゅけいやく）	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
診査 （しんさ）	診査扱のご契約を申し込まれた場合には、会社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断を利用した健康診断書等にもとづく方法、生命保険面接士による面接報告による方法などもあります。
責任開始期・責任開始日 （せきにんかいしき・せきにんかいしび）	中途付加を申し込まれた特約の保障が開始される時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日をいい、通常、責任開始日は契約日（復活の場合は復活日）となります。
責任準備金 （せきにんじゅんびきん）	将来の保険金・給付金等をお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から当社が積み立てておく準備金のことをいいます。

た行	
第１回保険料充当金 （だいいっかいほけんりょうじゅうとうきん）	特約の申込時にお払い込みいただくお金のことで、特約が成立した場合には特約の第１回保険料に充当されます。
特約 （とくやく）	特約は主契約の保障内容をさらに充実させたり、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で、主契約に付加するものです。主契約に複数の特約を付加することはできますが、特約のみで契約することはできません。
特約中途付加時の年齢 （とくやくちゅうとふかじのねんれい）	「中途付加する特約の責任開始日」の直前の「主契約の年単位の契約応当日（中途付加する特約の責任開始日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合は、中途付加する特約の責任開始日）」の年齢とします。

は行	
払込期月 （はらいこみきげつ）	毎回の保険料をお払い込みいただく期間をいい、月払契約の場合は月単位の契約応当日、半年払契約の場合は半年単位の契約応当日、年払契約の場合は契約応当日のそれぞれ属する月の初日から末日までをいいます。
被保険者 （ひほけんしゃ）	生命保険の保障の対象となる人（保険がかけられている人）のことをいいます。
復活 （ふっかつ）	失効（ご契約が効力を失うこと）したご契約を元の状態に戻すことです。復活の際には、未払込保険料のお払い込みや告知・診査などが必要になります。
保険期間 （ほけんきかん）	当社がご契約上の保障を開始してから満了するまでの期間をいいます。
保険証券 （ほけんしょうけん）	ご契約の学資金額・満期祝金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険年度 （ほけんねんど）	契約日または毎年の契約応当日から起算して、その翌年の契約応当日の前日までをいいます。契約日から最初の１年間を第１保険年度といい、以下順次、第２保険年度、第３保険年度・・・といいます。
保険料 （ほけんりょう）	ご契約者から当社へお払い込みいただくお金のことをいいます。
保険料払込期間 （ほけんりょうはらいこみきかん）	ご契約者から保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
保険料払込方法 （ほけんりょうはらいこみほうほう）	ご契約者から保険料をお払い込みいただく方法のことをいいます。保険料払込方法には、大きく分けて払込方法（回数）と払込方法（経路）の２通りがあります。払込方法（回数）には、月払・半年払・年払があり、払込方法（経路）には、口座振替扱、団体扱（給与引き去り）、送金扱、店頭扱（持参払）などがあります。通常この２通りを組み合わせて、「口座月払」のような表示をします。
保険料払込猶予期間 （ほけんりょうはらいこみゆうよきかん）	払込期月内に保険料のお払い込みがない場合でも、当社の定める期間内にお払い込みいただいたときは、ご契約は有効に継続します。この期間を保険料払込猶予期間といいます。年払・半年払と月払では保険料払込猶予期間は異なります。

ま行	
免責事由 （めんせきじゆう）	支払事由または保険料の払込免除事由に該当しても、例外として給付金などをお支払いしない事由または保険料のお払い込みを免除しない事由をいいます。

や行	
約款 （やっかん）	ご契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。
予定利率 （よていりりつ）	保険料はその算出にあたり、当社が資産運用によって得られると想定される収益分をあらかじめ見込んで割り引いています。その計算の際に使用する利率のことを予定利率といいます。

はじめに

【1】この冊子をお読みいただくに際して

この冊子はこども保険の特約中途付加専用のしおりです。
中途付加をお取扱いする特約は以下のとおりです。

【取扱特約】

特約名	付加できる保険種類
・こども保険保険料払込免除特約(07)	・わくわくポッケ（＊1） (5年ごと利差配当付こども保険(07))
・こども保険傷害特約(07) ・短期入院保障特約(07) ・こども保険災害入院特約(07) ・こども保険疾病保障特約(07) ・こども保険入院一時金特約(07)	・ひまわり学資プラン　がんばれ（＊2） (5年ごと利差配当付こども保険) ・わくわくポッケ（＊1） (5年ごと利差配当付こども保険(07))

（＊1）契約日が平成29年3月31日までのご契約に付加できます。
（＊2）契約日が平成19年3月31日までのご契約に付加できます。

給付金などの請求

【1】給付金などの請求方法

1．ご請求手続きの流れ

●被保険者(お子さま)やご契約者が亡くなられたり、被保険者(お子さま)が入院・手術などされた場合、まずは太陽生命へご連絡ください。
●給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合だけでなく、給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、お気軽にご連絡ください。

お客様

① 請求のご連絡

当社担当職員または当社お客様サービスセンター(裏表紙を参照)にご連絡ください。お近くの太陽生命窓口でのお手続きも受け付けております。

太陽生命

② 請求のご案内

ご請求にあたっての詳しいご案内と、ご請求に必要な書類をお届けします。

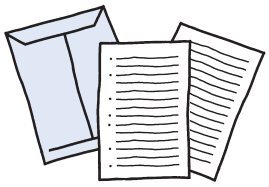

③ 書類の準備・提出

- 請求書類に必要事項をご記入ください。
- 医療機関(病院等)に診断書等の発行をご依頼ください(ご自身のご記入で代用できるものもあります)。
- ご案内した書類をご準備ください。

すべて準備できましたらご提出ください。

④ 書類の点検・給付金のお支払い

ご提出いただいた書類の内容を点検し、ご契約内容にしたがって、給付金・保険金などをご指定の口座へ送金します。

⑤ お支払内容のご確認

お支払金額などの明細を郵送しますので、内容をご確認ください。

お願い

●給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

2．ご連絡をいただく前の確認

●「保険証券」と「ご契約のしおり・約款」（当冊子）をご用意ください。

3．請求書類について

●請求内容によっては、当社所定の様式による医師の診断書のほか、戸籍抄本・印鑑証明書などをご提出いただくこともあります。**これらの発行費用などはお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。**

4．お支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合

●当社では、ご提出いただいた医師の診断書などの内容にもとづき、お支払い・保険料のお払い込みの免除の判断をしますが、医師の診断書などの記載内容によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除ができない場合があります。
※詳しくは、「給付金などをお支払いできない場合など」をご覧ください。

参照　19ページ
給付金などをお支払いできない場合など

5．お支払いなどの際のご確認について

●給付金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除のご請求に関し、当社で委託した業務士等がご請求内容などの確認のため、ご契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人などに電話または訪問をさせていただくことがあります。また、ご契約者・被保険者を診療した医師等に対し、症状などについて照会・確認をさせていただくことがあります。

6．中途付加した特約の給付金などのお支払時期について

●給付金などの請求書類について不足や記入・押印漏れがなく、事実確認を行わない場合は、請求書類が当社に到着した日(＊1)の翌日から起算して、5営業日(＊2)以内にお支払いします。

(＊1)請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

(＊2)平成22年2月28日以前に締結された保険契約に付加された特約については、5日(暦日)となります。
また、営業日とは、次の日を除く日のことをいいます。(平成29年7月現在)
・土曜日・日曜日
・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
・12月30日から翌年1月4日まで

●ただし、当社に提出された書類だけでは給付金などのお支払いをするために必要な事項の確認ができない場合の支払期限（請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は、つぎのとおりとなります。
これらの期間を経過して給付金などをお支払いする場合には、遅延利息を付けてお支払いします。

給付金などをお支払いするための確認などが必要な場合		支払期限
(1)給付金などをお支払いするための確認が必要な場合	・支払事由発生の有無の確認が必要なとき ・免責事由に該当する可能性があるとき ・告知義務違反に該当する可能性があるとき ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性があるとき	45日以内
(2)(1)の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日以内
	・弁護士法またはその他の法令にもとづく照会	90日以内
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・保険契約者、被保険者または後継保険契約者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	120日以内
	・日本国外における調査	150日以内
	・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

※当社が必要に応じて事実の確認を行う場合、その旨を給付金などの請求者に対してご連絡します。
※事実の確認に際し、ご契約者・被保険者・後継保険契約者等が、正当な理由がなく確認調査を妨げまたはこれに応じていただけなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当社は必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞責任を負わず、またその間は給付金などのお支払いはいたしません。
※保険料払込免除の請求についても上記と同様のお取扱いとなります。
※詳しくは、特約条項の「災害死亡保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所」等をご覧ください。

参照　63ページ
こども保険傷害特約（07）第5条　など

●給付金などのお支払い・保険料のお払い込みの免除に関する査定結果についてのご質問・ご相談などは、下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社　　お客様サービスセンター
電話番号：**0120－97－2111**（通話無料）
受付時間：月～金曜日　9時～18時
（祝日・年末年始（12月30日～翌年1月4日）は除きます）

7．給付金などの請求に関して訴訟となった場合

●給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
※保険料の払込免除の請求に関する訴訟についても同様とします。

！ご注意

●時効について
給付金、保険料の払込免除などを請求する権利は、３年間請求がないときは消滅しますのでご注意ください。

【2】指定代理請求人による請求に関する特則について

●５年ごと利差配当付こども保険「わくわくポッケ」にご契約の場合、「指定代理請求人による請求に関する特則」を付加することで、ご契約者が保険料の払込免除などを請求できないつぎのような特別な事情（＊）があるときに、**指定代理請求人が保険料の払込免除などを請求することができます。**

（＊）請求できない特別な事情

・傷害または疾病により保険料の払込免除の請求を行う意思表示が困難であることなど

●指定代理請求の取扱対象はつぎのとおりです。

① 保険料の払込免除（ご契約者の死亡による保険料の払込免除を除きます）
② 高度障害育英年金・三大疾病育英年金
③ ①または②のいずれかに該当した後のつぎの給付金など
ア．祝金・学資金・満期祝金
イ．死亡給付金
ウ．災害入院給付金・疾病入院給付金・手術給付金・入院一時金
エ．災害死亡保険金・障害給付金

●この特則を付加する場合、後継保険契約者をご契約者の代理人（「指定代理請求人」）とします。
●「指定代理請求人による請求に関する特則」を付加した場合、ご契約者は、指定代理請求人に、この保険契約の指定代理請求人として指定している旨および内容についてご説明ください。
●当社が育英年金などを指定代理請求人にお支払いしたときは、その後重複して育英年金などの請求を受けてもお支払いしません。
●「指定代理請求人による請求に関する特則」は、中途付加することができます。
●ご契約者は、被保険者の同意を得て、「指定代理請求人による請求に関する特則」を解約することができます。この場合、「指定代理請求人による請求に関する特則」の指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
●指定代理請求人からご請求いただく場合、戸籍抄本等をご提出いただくこともあります。

！ご注意

●指定代理請求人から保険料の払込免除または育英年金などを請求いただく場合、つぎの点についてあらかじめご了承ください。
・指定代理請求人からの請求にもとづき保険料のお払い込みを免除または育英年金などお支払いした場合、ご契約者にはその旨をご連絡いたしません。したがって、ご契約者の了知なしに以後の契約内容が変更する（保険料が変更されたり、保険料の払込が不要になるなど）ことになります。
・保険料のお払い込みを免除または育英年金などをお支払いした後に、ご契約者または被保険者から契約内容についてご照会があったときは、保険料のお払い込みが免除されている旨または育英年金などのお支払いがある旨の回答をせざるを得ません。このため、ご契約者または被保険者に保険料のお払い込み免除または育英年金などのお支払いの理由を知られることがあります。

●「指定代理請求人による請求に関する特則」を付加されていない場合は、ご契約者が保険料のお払い込みの免除または育英年金などのお支払いを請求できない特別な事情があっても、指定代理請求人による代理請求はできません。

●つぎのいずれかに該当する者は、指定代理請求人としての取扱を受けることはできません。
・故意に保険料の払込免除事由を生じさせた者
・故意に育英年金などの支払事由を生じさせた者
・故意に育英年金などの受取人を育英年金などを請求できない特別な事情に該当させた者
・故意にご契約者を保険料の払込免除を請求できない特別な事情に該当させた者

給付金などのお支払い

【1】給付金などのお支払事由および保険料の払込免除事由の発生時期について

●給付金などのお支払対象・保険料のお払込免除の対象となる給付金などの支払事由・保険料の払込免除事由は、特約の責任開始期以後の保険期間中（＊1）に発生したものにかぎります。

（＊1）こども保険保険料払込免除特約(07)については、特約の責任開始期以後の保険料払込期間中に発生したものにかぎります。

1．こども保険保険料払込免除特約 (07) の場合

●特約の責任開始期前の傷害または疾病により、所定の急性心筋梗塞もしくは脳卒中による当社所定の状態、または要介護状態、身体障害状態、疾病障害状態もしくは高度障害状態になられた場合でも、当社の特約の締結または復活の際に、つぎのいずれかに該当したときは、特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病により、所定の急性心筋梗塞もしくは脳卒中による当社所定の状態、または要介護状態、身体障害状態、疾病障害状態もしくは高度障害状態になられたものとみなして取り扱います。

・ご契約者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が特約を引き受けたとき

・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

> ・特約の責任開始期前に、保険契約者が医師の診療を受けたことがない場合
> ・特約の責任開始期前の健康診断などの検査において、保険契約者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
> ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
> ・特約の責任開始期前にその傷害または疾病による症状について保険契約者の自覚がない場合

●特約の責任開始日（特約付加日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳がん（乳房の悪性新生物）については、保険料のお払い込みは免除しません。この場合でも、特約の責任開始日（特約付加日・復活日など）から起算して90日経過後に、新たに悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料のお払い込みを免除します。

●特約の責任開始期前にすでに一度でも悪性新生物に罹患し、診断確定されていたときは、特約の責任開始期以後に新たに悪性新生物に罹患しても保険料のお払い込みは免除しません。

2．こども保険疾病保障特約 (07)・こども保険入院一時金特約 (07) の場合

●原因となった傷害または疾病が特約の責任開始期前にすでに生じていた場合でも、特約の締結または復活の際に、つぎのいずれかに該当したときは、特約の

責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院または手術とみなして取り扱います（こども保険傷害特約・こども保険災害入院特約については、お取扱いが異なります）。

・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が特約を引き受けたとき
・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

・特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
・特約の責任開始期前の健康診断などの検査において、被保険者が異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）について、時期は問いません。
・特約の責任開始期前にその傷害または疾病による症状について、被保険者の自覚およびご契約者の認識がない場合

【2】特約の保障内容

こども保険保険料払込免除特約（07）

●5年ごと利差配当付こども保険(07)「わくわくポッケ」にご契約の場合にかぎり中途付加できます。
●ご契約者が保険料払込期間中に、つぎのいずれかになられたときに、以後の保険料のお払い込みを免除します。

項目		保険料のお払い込みを免除する場合
死亡		●死亡されたとき
所定の高度障害状態		●傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態（＊1）になられたとき
3大疾病による所定の状態	がん（悪性新生物）	●生まれて初めて所定の悪性新生物（＊2）に罹患し、医師により診断確定（＊3）されたとき
	急性心筋梗塞	●所定の急性心筋梗塞（＊2）を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態（＊4）が継続したと医師によって診断されたとき
	脳卒中	●所定の脳卒中（＊2）を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
所定の要介護状態		●つぎのいずれかの状態になられたとき （1）当社所定の要介護状態（＊5）に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき （2）公的介護保険制度（＊6）により要介護3以上（＊7）に該当していると認定されたとき

参照　52 ページ
こども保険保険料払込免除特約 (07) 別表１・２

項目	保険料のお払い込みを免除する場合
所定の身体障害状態	●傷害または疾病を原因として、所定の身体障害状態（＊８）になられたとき
所定の疾病障害状態	●疾病を直接の原因として、所定の疾病障害状態（＊９）になられたとき

（＊１）所定の高度障害状態とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める１級の障害状態などとは異なります。詳しくは、こども保険保険料払込免除特約(07)　別表１の「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

（＊２）対象となる悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中とは、つぎのような疾病をさします。

●悪性新生物

・悪性腫瘍細胞が、からだの組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴づけられる疾病をいい、一般に「がん」と呼称されるものです。対象となる悪性新生物の詳細については、こども保険保険料払込免除特約(07)　別表２の「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

●急性心筋梗塞

・心臓に酸素や栄養を送っている冠状動脈が、コレステロールによる動脈硬化などにより狭くなったり、心臓への血液供給量が急激に少なくなったりすることによって、心臓の筋肉が壊死してしまう病気です。激しい胸の痛みをともなう心臓発作を起こし、死亡する危険の高い疾病です。対象となる急性心筋梗塞の詳細については、こども保険保険料払込免除特約(07)　別表２の「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

●脳卒中

・脳血管の異常により起こる病気で、代表的なものとして、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の３つがあります。いずれも発生すると生命の危険がある疾病で、主な内容はつぎのとおりです。対象となる脳卒中の詳細については、こども保険保険料払込免除特約(07)　別表２の「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

くも膜下出血	脳の外側を流れる血管が破れて、脳を包むくも膜との間に出血する病気です。くも膜下出血の発作は激しい頭痛や吐き気とともに現れ、意識を失い、まひ等の後遺症を残します。また再発することも多く、再発時は初回よりもさらに深刻になるケースが多くなります。
脳内出血	高血圧症による血管の変化や動脈硬化などによって、脳内の血管が破れ、出血する病気です。脳内で出血が起こると、あふれた血液が脳を圧迫して手足のまひや言語障害などが現れます。
脳梗塞	コレステロールによる動脈硬化などによって、脳の血管が詰まり血液が流れにくくなるために、脳細胞に送られる酸素や栄養分が不足して細胞が壊死する病気です。

（＊３）悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検）（注）により行われます。

（注）病理組織学的所見（生検）が得られないときは、他の所見により行うことを認めることがあります。

（＊４）労働の制限を必要とする状態とは、軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

（＊５）当社所定の要介護状態については、こども保険保険料払込免除特約(07)　別表３の「会社所定の要介護状態」をご覧ください。

（＊６）公的介護保険制度については、こども保険保険料払込免除特約(07)　別表４の「公的介護保険制度」をご覧ください。

（＊７）要介護３以上については、こども保険保険料払込免除特約(07)　別表５の「要介護３以上」をご覧ください。

（＊８）対象となる身体障害状態とは、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、こども保険保険料払込免除特約(07)　別表６の「身体障害状態」をご覧ください。

（＊９）対象となる疾病障害状態とは、つぎのような状態をさします。詳しくは、こども保険保険料払込免除特約(07)　別表７の「疾病障害状態」をご覧ください。

●以下の「疾病障害状態の①」に該当し、180日以上継続したと医師に診断されたとき

「疾病障害状態の①」

①　呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病または高血圧症により日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの

●以下の「疾病障害状態の②から⑤まで」のいずれかに該当したとき

「疾病障害状態の②から⑤まで」

②　心臓にペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したものまたは心臓に人工弁を置換したもの

③　永続的な人工透析療法を受けたもの

④　ぼうこうを全摘出し、かつ、新ぼうこうを造設したものまたは尿路変更術を受けたもの

⑤　人工肛門を造設したもの

参照　56 ページ
こども保険保険料払込免除特約 (07) 別表３～７

！ご注意

●特約の責任開始日（特約付加日・復活日など）から起算して90日以内に罹患し、診断確定された所定の乳がん（乳房の悪性新生物）については、保険料のお払い込みを免除しません。

※特約の責任開始日（特約付加日・復活日など）から起算して90日経過後に新たに所定の乳がん（乳房の悪性新生物）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料のお払い込みを免除することがあります。

●がん（悪性新生物）のうち、非浸潤性のがん、上皮内がんおよび皮膚がんについては、保険料のお払込免除の対象となるがん（悪性新生物）に該当しません。ただし、皮膚の悪性黒色腫（非浸潤性のがん、上皮内がんを除きます）は保険料のお払込免除の対象となります。

●特約の責任開始期前にすでに一度でもがん（悪性新生物）に罹患し、診断確定されていたときは、特約の責任開始期以後に新たにがん（悪性新生物）に罹患しても、所定のがん（悪性新生物）による当社所定の状態に該当したものとしては保険料のお払い込みを免除しません。

●当社は公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、こども保険保険料払込免除特約の保険料の払込免除事由を変更することがあります。この場合、変更日の２ヵ月前までにご契約者にその旨をお知らせします。

●つぎのいずれかに該当した場合は、こども保険保険料払込免除特約は消滅します。

・主契約が解約その他の事由により消滅したとき

・主契約が払済保険に変更されたとき

・主契約の保険料払込期間が満了したとき

こども保険傷害特約 (07)

●保障内容

保険金・給付金をお支払いする場合	お支払いする保険金・給付金（支払金額）	受取人
被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡されたとき (1)所定の不慮の事故による傷害 ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内の死亡にかぎります。 (2)所定の感染症（＊１）	災害死亡保険金 （災害保険金額）	保険契約者
被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、所定の不慮の事故により所定の身体障害状態になられたとき（＊２） ※ただし、その事故が生じた日から起算して180日以内に所定の身体障害状態になられたときにかぎります。	障害給付金 （身体障害の程度に応じて、災害保険金額の１割～10割） （＊３）	

参照　69 ページ
こども保険傷害特約(07)　別表１・別表４

（＊１）対象となる感染症とは、「コレラ」や「ペスト」などです。詳しくは、特約条項　別表４の「対象となる感染症」をご覧ください。

（＊２）対象となる身体障害状態とは「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態で、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。詳しくは、特約条項　別表１の「障害給付金額表」をご覧ください。

（＊３）障害給付金の支払については、２種目以上の身体障害状態に該当する場合など特別な取扱をすることがあります。詳しくは、特約条項　別表１の「障害給付金額表」の注意書きをご覧ください。

！ご注意

●障害給付金のお支払いは、その支払割合を通算して10割を限度とします。

●災害死亡保険金をお支払いする際は、同一の不慮の事故によりすでにお支払いした障害給付金額の合計額（＊）を差し引いてお支払いします。

（＊）「災害保険金額」に「同一の不慮の事故によりすでにお支払いした障害給付金の給付割合」を乗じた金額の合計額となります。

●災害死亡保険金のお支払い後に、災害死亡保険金のお支払いの原因となった不慮の事故と同一の不慮の事故による障害給付金の請求をいただいても、お支払いしません。

短期入院保障特約 (07)

●保障内容

「こども保険災害入院特約」および「こども保険疾病保障特約」を付加する場合、「短期入院保障特約」をあわせて付加していただくことで、2日以上の継続した入院から入院給付金をお支払いします。

！ご注意

●短期入院保障特約のみの解約は取り扱いません。
●主契約に付加されている「こども保険災害入院特約」および「こども保険疾病保障特約」が解約などにより消滅したときは、短期入院保障特約も消滅します。

こども保険災害入院特約 (07)・こども保険疾病保障特約 (07)

●保障内容（短期入院保障特約が付加されている場合）

特約名	給付金をお支払いする場合	お支払いする給付金（支払金額）	受取人
こども保険災害入院特約	被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、不慮の事故による傷害により継続して2日以上入院（＊1）されたとき	災害入院給付金（入院給付金日額×入院日数）	保険契約者
こども保険疾病保障特約	被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、疾病により継続して2日以上入院（＊1）されたとき	疾病入院給付金（入院給付金日額×入院日数）	
	被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、所定の手術（＊2）を受けられたとき	手術給付金（手術の種類に応じて入院給付金日額×10・20・40）	

（＊1）お支払いの対象となる「入院」については、こども保険災害入院特約(07)　別表2の「入院」またはこども保険疾病保障特約(07)　別表2の「入院」をご覧ください。なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

（＊2）お支払いの対象となる手術の種類および手術給付倍率については、こども保険疾病保障特約(07)　別表3の「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。別表3に記載していない手術はお支払いの対象になりません。なお、レーザーによる眼球手術のうち、視力矯正手術（レーシック手術等）はお支払いの対象外です。

参照　84ページ
こども保険災害入院特約（07）　別表2

参照　92ページ
こども保険疾病保障特約（07）別表2・3

！ご注意

- 各入院給付金の支払日数は１回の入院について120日分、通算してそれぞれ1,095日分を限度とします。
- 災害入院給付金のお支払いは不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に入院を開始した場合にかぎります。
- 災害入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、１回の入院とみなします。ただし、その事故の日から起算して180日以内に開始した入院にかぎります。
- 疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因が同一か医学上重要な関係にあるときは、１回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- 不慮の事故による災害入院給付金、病気による疾病入院給付金については重複してお支払いしません。
- 同時に２種類以上の手術を受けられた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか１種類の手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
- つぎのいずれかに該当したときは、これらの特約は消滅します。
  - ・死亡給付金の支払・解約などにより、主契約が消滅したとき
  - ・主契約が払済保険に変更されたとき
  - ・こども保険災害入院特約の災害入院給付金の支払が通算限度に達したとき（この事由により消滅するのは、こども保険災害入院特約にかぎります）

こども保険入院一時金特約（07）

●保障内容

一時金をお支払いする場合	お支払いする一時金（支払金額）	受取人
被保険者（お子さま）がこの特約の保険期間中に、継続して２日以上入院（＊）されたとき	入院一時金（入院一時金額）	保険契約者

（＊）お支払いの対象となる「入院」については、特約条項　別表２の「入院」をご覧ください。なお、「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえ、入院当時の医学的水準・医学的常識などに照らして判断します。

参照　105 ページ
こども保険入院一時金特約（07）別表２

！ご注意

●入院一時金のお支払いは、20回を限度とします。
●入院一時金の対象となる入院を２回以上し、それらの原因が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは１回の入院とみなし、入院一時金は１回のみお支払いします。ただし、入院一時金をお支払いした最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については新たな入院とみなします。
●不慮の事故による入院一時金のお支払いにおいては、同一の不慮の事故によりその事故の日から起算して180日以内に２日以上の継続入院を２回以上されたときは１回の入院とみなし、入院一時金のお支払いは１回とします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院にかぎります。
●つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
・主契約、こども保険災害入院特約またはこども保険疾病保障特約が消滅したとき
・主契約が払済保険に変更されたとき
・こども保険災害入院特約またはこども保険疾病保障特約のいずれかについて、入院給付金の支払が通算限度に達したとき
・入院一時金の支払が通算限度に達したとき

給付金などをお支払いできない場合など

【1】給付金などをお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合

給付金などのお支払いや保険料の払込免除は、約款（特約条項）の規定にもとづいてお取り扱いしますが、以下のように給付金などをお支払いできない場合や保険料のお払い込みを免除できない場合があります。

1．支払事由や保険料の払込免除事由に該当しない場合

●給付金などのお支払事由・保険料の払込免除事由に該当しない場合の例は、つぎのとおりです。

◆「入院給付金」のお支払事由に該当しない入院の例
- 入院された日数が約款に定める日数に満たないとき
- 「治療処置を伴わない人間ドック検査・美容上の処置・正常分娩」などの治療を目的としない入院をしたとき
- 約款に定める「病院または診療所」以外の医療機関において入院をしたとき

参照　84 ページ
こども保険災害入院特約別表１など

◆「手術給付金」のお支払事由に該当しない手術の例
- 美容整形手術、診断・検査（生検など）のための手術など治療を目的としない手術を受けたとき
- こども保険疾病保障特約(07)　別表３の「対象となる手術および給付倍率表」に定める手術のいずれにも該当しない手術を受けたとき

参照　93 ページ
こども保険疾病保障特約別表３

◆「災害死亡保険金」のお支払事由に該当しない例
- 疾病を原因とする事故など約款　別表に定める不慮の事故に該当しないとき

2．支払事由に該当しても給付金などをお支払いできない場合

●支払事由に該当しても給付金などをお支払いできない場合・保険料のお払い込みを免除できない場合の例は、つぎのとおりです。
- 約款に規定された免責事由（給付金などを支払わない場合等）に該当したとき（詳細は「免責事由一覧」をご参照ください）
- 約款に規定された支払限度まで、すでに入院給付金をお支払いしているとき

参照　41 ページ
免責事由一覧

3．特約の責任開始期前に生じた不慮の事故・疾病などを原因とする場合

●特約の責任開始期前に原因が生じたことにより、給付金などを支払わない場合の例は、つぎのとおりです。

◆「障害給付金」をお支払いしない例
- 特約の責任開始期前に生じた不慮の事故を原因として、所定の身体障害状態になられたとき

◆「疾病入院給付金」をお支払いしない例

・特約の責任開始期前に発病した疾病を原因として入院したとき

※ただし、特約の責任開始期前にすでに原因が生じていた場合でも、特約の締結または復活の際に、つぎのいずれかに該当したときは、特約の責任開始期以後に生じた原因によるものとみなして取り扱います（こども保険傷害特約・こども保険災害入院特約・こども保険保険料払込免除特約については、お取扱いが異なります）。

・ご契約者または被保険者がその傷害または疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が特約を引き受けたとき

・原因となったその傷害または疾病について、つぎのすべてに該当するとき

> ・特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがない場合
> ・特約の責任開始期前の健康診断などの検査において、被保険者について異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）がない場合
> ※異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）については、時期は問いません。
> ・特約の責任開始期前にその傷害または疾病による症状について自覚およびご契約者の認識がない場合

4．告知義務違反による解除の場合

●告知義務違反による解除により、給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったとき

・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違するとき

※ただし、告知義務違反の対象になった原因と給付金などの請求原因になった事実との間に因果関係がない場合には、給付金などをお支払いします。

5．重大事由による解除

●重大事由による解除により、給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。

①ご契約者または受取人などが給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故（未遂を含みます）を起こしたとき

②受取人に給付金などの請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があったとき

③ご契約者、被保険者または受取人が、反社会的勢力（＊1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（＊2）を有していると認められるとき

④他の保険契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状況がもたらされるおそれがあるとき

⑤ご契約に付加されている特約が重大事由により解除されたり、または、ご契約者、被保険者・給付金などの受取人が他の保険会社等と締結している保険契約が重大事由により解除されるなど、上記①～④と同等の重大な事由があったとき

※上記の事由が生じた以後に、給付金などのお支払事由または保険料のお払

い込みの免除事由が生じたときは、当社は給付金などのお支払いまたは保険料のお払い込みの免除を行いません（上記③の事由にのみ該当した場合で、給付金などの受取人が複数の場合、給付金などのうち、上記③に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた給付金などを除いた額を、他の受取人に支払います）。当社は、すでに給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときでもその保険料のお払い込みを求めることができます。

（＊１）暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
（＊２）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

6．詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

●詐欺による取消または不法取得目的による無効により、給付金などを支払わない場合・保険料のお払い込みを免除しない場合の例は、つぎのとおりです。
・ご契約の締結または復活に際して、ご契約者・被保険者・給付金などの受取人に詐欺行為があったものと認められるとき（詐欺による取消）
・給付金などを不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってご契約を締結（復活）されたものと認められるとき（不法取得目的による無効）
※詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

7．ご契約が失効している場合

●保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効しているときは、その後、給付金などの支払事由が生じても給付金などをお支払いできません。

※給付金などをお支払いする場合・お支払いできない場合については、次ページ以降の具体例をご参照ください。

【2】給付金などをお支払いする場合・できない場合の事例

●給付金などをお支払いする場合・できない場合の主な事例はつぎのとおりです。なお、ご契約内容によっては、異なる場合がありますので、必ずご契約の内容をご確認ください。また、「お支払いする場合」の例でも、前項の「給付金などをお支払いできない場合、保険料のお払い込みを免除できない場合」にあてはまるときは給付金などをお支払いできないことがあります。

事例1　入院給付金のお支払い（責任開始期と発病時期）

＜こども保険疾病保障特約(07)を付加している場合＞

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
特約の締結前より治療を受けていた「気管支ぜんそく」が、特約締結後に悪化し入院された場合。（特約の締結時に「気管支ぜんそく」について告知し、その内容を承知のうえ当社が特約を引き受けたときを除きます） ↓ 特約の責任開始期前に発病した疾病を原因として入院しているため、お支払いの対象となりません。	・特約の締結後に発病した「気管支ぜんそく」により入院された場合。 ・特約の締結前より治療を受けていた「気管支ぜんそく」について特約の締結時に告知し、その内容を承知のうえ当社が引き受けたが、特約の締結後に入院された場合。

解　説

入院給付金等は、一般的にご契約（特約）の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合をお支払いの対象と定めています。したがって特約の責任開始期前に発病した疾病や、特約の責任開始期前の不慮の事故による傷害を原因とする場合には、お支払いできません。

※特約の責任開始期前に発病した病気などを原因とする場合でも、つぎのいずれかに該当したときにはお支払いすることがあります。

・ご契約・特約の締結または復活の際に、ご契約者または被保険者がその疾病について告知し、その内容を承知のうえ当社が保険契約・特約を引き受けたとき
ただし、その疾病などを不担保とする特別条件を付加した場合を除きます。

・特約の責任開始期前に原因となった疾病について、「医師の診療」「健康診断などの検査における異常の指摘（要経過観察または要再検査を含みます）」「その疾病による症状についての自覚または認識」がなかったとき

なお、ご契約（特約）により、特約の責任開始期から一定期間経過後は特約の責任開始期前の疾病や事故を原因とするものでもお支払いすることがあります。

事例2　入院給付金のお支払い～複数回の入院

<こども保険疾病保障特約(07)を付加している場合>

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
慢性呼吸不全で継続して140日入院され、いったん退院。退院の３ヵ月後に同じ疾病で継続して80日入院された場合。 ↓ １回目の入院は120日分お支払いしますが、２回目の入院は１回目と通算される結果、支払日数の限度を超えているため、お支払いの対象となりません。	慢性呼吸不全で継続して140日入院され、いったん退院。退院の１年後に同じ疾病で継続して80日入院された場合。 ↓ １回目の入院は120日分お支払いします。２回目の入院は新たな入院とみなし、80日分お支払いします。

解　説

お支払事由に該当する入院を２回以上し、それらの原因が同じかまたは医学上重要な関係にあるときは１回の入院とみなします。
ただし、疾病入院給付金のお支払いにおいては、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

事例3　手術給付金のお支払い

<こども保険疾病保障特約(07)を付加している場合>

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
へんとう炎を繰り返すため、へんとうを摘出する手術（へんとう切除術）を受けた場合。 ↓ へんとう切除術はこども保険疾病保障特約(07)条項　別表３の「対象となる手術および給付倍率表」に該当する手術ではないため、お支払いの対象となりません。	椎間板ヘルニアと診断され、ヘルニア根本手術を受けた場合。

解　説

手術給付金は、こども保険疾病保障特約(07)条項　別表３の「対象となる手術および給付倍率表」に記載されている手術に該当する場合にお支払いします。
手術によってはお支払いできないものがあります。

〈お支払いできない手術例〉
　痔核焼灼（しょうしゃく）術、乳腺腫瘍（しゅよう）摘出術、子宮頚管ポリープ切除術、レーシック手術など

参照　93 ページ
こども保険疾病保障特約 (07)　別表３

事例4　災害死亡保険金のお支払い（被保険者の重大な過失による免責）

<こども保険傷害特約(07)を付加している場合>

お支払いできない場合	お支払いする場合
×	○
被保険者の重大な過失によって亡くなられた場合。	同乗していた車が高速道路で事故を起こしたため、後続車に事故を知らせるために、車外に出たところ、後続車に轢かれ、亡くなられた場合。

解　説

被保険者の重大な過失によって被保険者が亡くなられたときは、お支払事由に該当しても災害死亡保険金を支払わない場合（「免責事由」といいます）にあたるため、お支払いできません。
「重大な過失」とは、著しい不注意をいいます。重大な過失の判断にあたっては、慎重に判断します。

事例5　保険料払込免除～がん（悪性新生物）

<こども保険保険料払込免除特約(07)を付加している場合>

免除できない場合	免除する場合
×	○
ご契約者が子宮頚がんの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「上皮内がん」であった場合。	ご契約者が子宮頚がんの診断により手術を受け、病理組織の診断の結果、「払込免除対象のがん」であった場合。

解　説

こども保険保険料払込免除特約を付加されている場合、ご契約者が生まれて初めて約款に定める「悪性新生物（＊）（肉腫や白血病などを含みます）」に罹患し、医師により診断確定されたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
（＊）約款に定める「悪性新生物」とは、つぎのすべての要件を満たす必要があります。
・特約条項の「別表２　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定める悪性新生物であること
※非浸潤性のがん、上皮内がん、皮膚がん（基底細胞がん、有きょく細胞がんなど）ではないこと。ただし、皮膚の悪性黒色腫（非浸潤性のがん、上皮内がんを除く）は保険料のお払い込み免除の対象となります。
・特約の責任開始期前を含めて、過去にがんに罹患したことがないこと
・特約の責任開始日から起算して90日以内に罹患した乳がんではないこと

参照　52ページ
こども保険保険料払込免除特約 (07)
別表２

お申込みに際して

【1】保険契約締結の「媒介」と「代理」

●生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

【2】当社の生命保険募集人の権限

●当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。
（例）　・保険契約の復活　など

●当社では、ご契約内容の変更などの手続きは一部を除いて、当社の職員経由もしくは本社・支社の窓口または郵送でお取扱いしております。詳しくはもよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【3】責任開始期について

●お申込みいただいたご契約を当社がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、中途付加する特約の第1回保険料に相当する金額を当社担当職員が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保障を開始します。

【4】保険証券について

●中途付加のお申込みを当社がお引き受けしますと、保険証券をご契約者あてに郵送いたします。

保険証券とお申込みの契約内容が相違していないか、お確かめください。
●万一、内容が相違していたり、ご不審の点がございましたら、ただちに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
●保険証券は、その後の契約内容の変更等各種お手続きを行う場合に必要となります。紛失等されませんよう大切に保管願います。

【5】申込書・告知書のご記入

●申込書は、ご契約者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。
●告知書は、契約者または被保険者ご自身で正確にご記入（告知）をお願いします。

【6】告知に関するご注意点について

1．告知の重要性

●ご契約をお引き受けするにあたっては、これを決めるための重要な事項をおたずねすることになります。そのため、**ご契約者・被保険者には健康状態など重要な事項について告知していただく義務があります。**生命保険は、多数の方が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態が良くない方や危険度が高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。そこで、ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業**など「告知書」で当社がおたずねする重要な事項（申込書でおたずねする告知事項を含みます）について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
●診査を行うご契約の場合には、当社指定の医師（当社が指定する生命保険面接士は医師ではありません）がご契約者・被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）などについておたずねしますので、同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。
●告知をお受けできる権利（告知受領権といいます）は、生命保険会社（当社所定の書面（「告知書」）にご記入いただく場合）および生命保険会社が指定した医師が有しています。**生命保険募集人（募集代理店等を含みます）・生命保険面接士には告知受領権がないので、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。**必ず、ご契約者ご自身で告知書にご記入ください。また、所定の特約を付加された場合には、被保険者の健康状態について告知が必要となります。

参照　80 ページ
こども保険災害入院特約（07）第 12 条など

2．正しく告知されない場合のデメリットについて

●告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、**故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、特約の責任開始日から２年以内であれば、当社は「告知義**

務違反」としてご契約（特約のみの場合を含みます）を解除することがあります。

・特約の責任開始日から２年を経過していても、給付金などの支払事由等が２年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

・特約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。（ただし、「給付金などの支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金などをお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することがあります。）この場合は、所定の解約払戻金があればご契約者にお支払いします。

※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」等、**告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。**

この場合、

・**特約の責任開始日からの年数は問いません（告知義務違反による解除の対象外となる２年経過後にも取消となることがあります）。**

・**すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。**

３．当社が告知義務違反による解除ができない場合

●つぎのような場合は、当社は告知義務違反による解除はできません。

・保険契約（特約）の締結または復活の際、当社が解除の原因を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

・生命保険募集人（募集代理店を含みます）が、ご契約者や被保険者が告知をすることを妨げたとき、または、告知しないことをすすめたときや事実でないことを告げるようにすすめたとき

●告知に関するお問い合わせ窓口

「告知に関する疑問」、「告知いただいた内容のご照会」などは下記照会先までお問い合わせください。

太陽生命保険株式会社　契約査定課

電話番号：**0120-506-376**（通話無料）

受付時間：月～金曜日　９時～17時

（土・日・祝日・年末年始（12月30日～翌年１月４日）は休業します）

【７】契約確認

●当社で委託した業務士等が、特約中途付加のお申込後にお申込みいただきました特約中途付加時の告知内容等についてご確認させていただく場合があります。

【8】クーリング・オフ制度のお取扱いはありません

●新契約のお申込みについては、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）のお取扱いがありますが、**特約の中途付加については、お申込みの撤回等のお取扱いはいたしません。**

【9】個人情報のお取扱いについて

当社では、お客様からの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令等を遵守するとともに、個人情報の保護と安全管理に関する方針を定め、お客様の個人情報について適正な取扱いに努めています。

1．個人情報の取得・利用目的

●当社はお客様から取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用します。
なお、当該個人情報は既に取得しているものも含みます。
①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務
※当社は医療・健康等の機微（センシティブ）情報を含め、本契約において取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約・保険期間終了後など保険契約が消滅した後も保持し、上記利用目的のために利用させていただくことがあります。なお、当社が申込関係書類等を取得した場合、それらの書類は返却いたしません。

2．医療・健康等の機微（センシティブ）情報のお取扱い

●当社はお客様の機微（センシティブ）情報については、各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保することを目的として、業務上必要な範囲で契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人・保険募集人・事務担当者等に開示する場合があります。なお、機微（センシティブ）情報には、当社が既に取得し管理しているものも含まれます。これらの個人情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

3．個人情報の第三者提供の制限

●当社は業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供いたしません。個人情報を第三者に提供するのは以下の場合に限定されております。
①各種保険契約のお引受け、保険金・給付金等のお支払い等に際し、診査・診察・

面接等を行った医療機関や確認会社などの関係先へ業務上必要な照会を行う場合
提供する個人情報の項目は、氏名、住所、生年月日、健康状態等です。提供する手段または方法は、郵送等による書面問合せの方法によります。なお、この場合、当該医療機関や確認会社等の関係先より、当社が個人情報の提供を受けることもあります。

②当社は引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、かかる場合（既に再保険出再契約を締結している場合を含みます）に、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社へ提供する場合
提供する手段または方法は、契約時にご提出頂いた書類がある場合は、その送付もしくは、当社が編集・加工した帳票または電磁的記録媒体の送付・送信によります。（個人情報の取扱いについては、再保険会社との再保険契約の中で、当社と同等の水準の個人情報保護水準を求めております。）

③当社の業務上必要な範囲で、グループ会社、外部の情報処理業者、他の保険会社、嘱託医、面接士、募集代理店、契約確認会社等の委託先へ提供する場合

④法令にもとづく場合（法令により情報の開示が許容されている場合を含みます）

⑤団体（集団）扱にてお払込みの保険契約について、保険料の引き去り、配当金のお支払い、年末調整などの事務処理に必要な情報を団体（集団）へ提供する場合

※当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）の詳細については、当社のホームページ（http://www.taiyo-seimei.co.jp/）をご覧ください。

！ご注意

●上記の内容は平成29年7月現在のものであり、今後、法令の改正などにより変更となる場合があります。

【10】本人特定事項等の確認について

●当社では、犯罪収益移転防止法にもとづき、保険契約締結等の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等を変更されたときは、すみやかに、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。

【11】他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金などのお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1．「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

●保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から５年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から５年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

●当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きにしたがい、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われ

ている場合、当社の定める手続きにしたがい、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【登録事項】
（1）保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
（2）死亡保険金額および災害死亡保険金額
（3）入院給付金の種類および日額
（4）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（5）取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

2．「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

●当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

●保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。
相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時

照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にお問い合わせください。

【相互照会事項】
つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。
（１）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
（２）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）
（３）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

●当社の個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）や契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度の詳細については、当社のホームページ（http://www.taiyo-seimei.co.jp/）をご覧ください。

【12】当社の組織形態および株式会社の運営について

●保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
●株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社におけるご契約者は相互会社のように、「社員」として会社の運営に参加することはできません。

【13】「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。

保護機構の概要は、以下のとおりです。

●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（＊1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊2）を除き、責任準備金等（＊3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（＊4））。

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（＊1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（＊2）破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

＝90%－{(過去５年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷２}

（注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（＊３）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

（＊４）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90％が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図

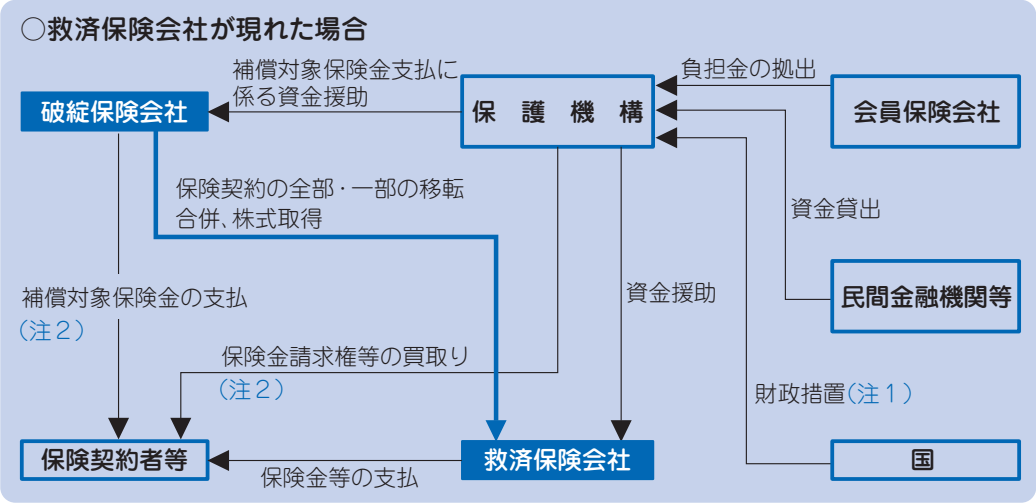

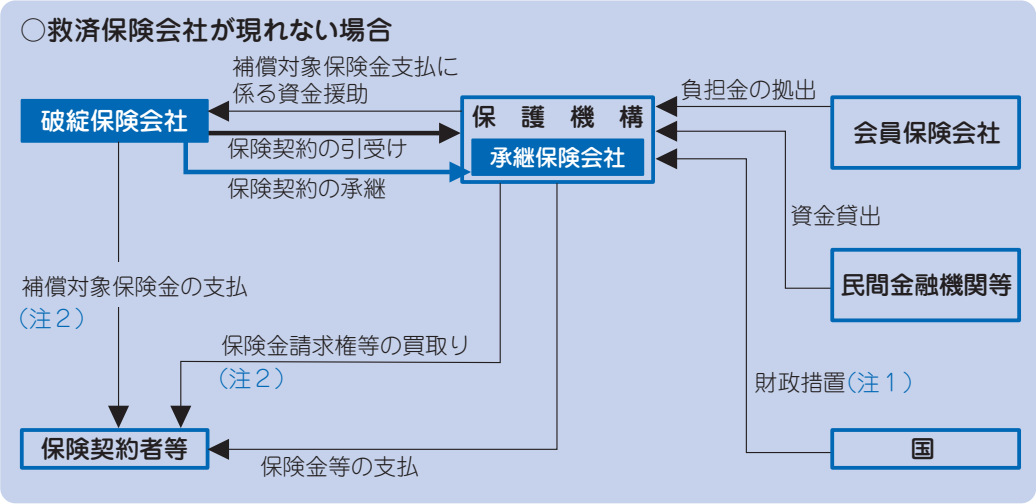

（注１）上記の「財政措置」は、平成34年（2022年）３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、（＊２）に記載の率となります。）

■補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構　TEL０３－３２８６－２８２０
「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)　午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

ご契約後について

【1】受取人・住所等の変更や証券紛失

1．保険契約者等の変更

●特約のみの保険契約者等の変更はできません。
主契約の変更とあわせて変更されます。

2．住所変更・改姓・改名・証券紛失などの際の手続き

●つぎのような場合には、すみやかに当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご連絡ください。
・転居、住居表示の変更などにより、ご住所・電話番号が変更されたとき
・ご契約者・被保険者などが改姓または改名されたとき
・保険証券を紛失されたときまたは盗難にあわれたとき

●当社ホームページ（ご契約者さま専用インターネットサービス「らくちんネット」）においても、つぎのお手続き等が可能です。
・住所の変更　　・保険証券の再発行

※らくちんネットのご利用にあたっては、「ひまわりカード会員」または「らくちんサービス会員」への登録が必要です。
※「らくちんネット」の利用時間は、月～金曜日の８時30分～23時45分です。
（祝日・年末年始[12月30日～翌年１月４日]は除きます）
※上記のお取扱いは平成29年10月現在のものであり、今後、記載の内容を変更または廃止することがあります。

【2】ご解約と解約払戻金について

1．解約について

●生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡給付金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
したがって、ご契約を**解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。とくに契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡給付金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、一時払のご契約を除き、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

●解約はいつでもできますが、ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障に役立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。
●一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

解約払戻金の額は契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。

2．解約した場合の特約の取扱い

●主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。こども保険傷害特約、こども保険災害入院特約、こども保険疾病保障特約、こども保険入院一時金特約の解約払戻金は、経過年数などによって異なります。（こども保険保険料払込免除特約には、解約払戻金はありません。）

3．解約払戻金の請求について

●ご契約を解約される場合には、解約払戻金をご請求ください。解約払戻金額は、当社の定める方法によって計算します。
●効力のなくなったご契約（失効契約）についても解約払戻金をお支払いできる場合があります。
●ご継続を迷われた場合は、ぜひお気軽に当社担当職員または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）にご相談ください。

お願い

ご契約者と被保険者の家族関係が変わったこと等により、被保険者から契約を解約して欲しい旨のお申し出があった場合は、解約についてご検討ください。解約される場合は、ご契約者からのお申し出が必要です。

【3】契約者配当金について

●主契約に中途付加できる特約には、契約者配当金はありません。

税金について

！ご注意

●本項記載の税務のお取扱いは、平成29年7月現在の税制にもとづくものです。今後、税制の改正などに伴い、記載の内容が変更されることがあります。個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

【1】生命保険料控除について

●一般の生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料をお払い込みになった場合には、年間正味払込保険料（＊1）に応じた額が、その年の所得から控除され、所得税と住民税が軽減されます。

（＊1）年間正味払込保険料とは、当年中（1月から12月まで）にお払い込みいただいた保険料から、その年に支払われた契約者配当金を差し引いたものです。（以下同様とします）

●生命保険料控除の適用対象となる保険契約・保険料は、つぎのとおりです。

項　目	内　　容
対象となる保険契約	・受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方、その配偶者またはその他の親族であるご契約にかぎります。
対象となる保険料	・年間正味払込保険料の合計額です。ただし、身体の傷害のみに基因して保険金・給付金等が支払われる保険・特約は、生命保険料控除の対象外となります。

●生命保険料控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、当社から毎年郵送される「生命保険料控除証明書」が必要になりますので、大切に保管してください。

●契約日（更新日・特約付加日）を基準として2つの制度が並存し、適用される制度に応じてつぎの区分により生命保険料控除を受けることができます。

区　分	内　　容
新制度適用契約	・平成24年1月1日以後に締結された保険契約 ※ただし、平成23年12月31日以前に締結された保険契約でも、平成24年1月1日以後に更新・特約の中途付加などにより契約内容が変更された場合を含みます。
旧制度適用契約	・平成23年12月31日以前に締結された保険契約

■所得税の所得控除額

（1）新制度適用契約のみにご加入されている場合

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ40,000円、あわせて120,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全　額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/2）＋10,000円
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/4）＋20,000円
80,000円をこえるとき	一律 40,000円

（2）新制度適用契約と旧制度適用契約の両方にご加入されている場合

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎのとおり取り扱いますが、旧制度と新制度をあわせて制度全体の適用限度額は120,000円となります。

【一般の生命保険料・個人年金保険料】

旧制度適用契約の 所得控除額（＊2）	総所得金額から控除される金額
40,000円以上のとき	旧制度適用契約の所得控除額（＊2） （上限額は50,000円）
40,000円未満のとき	「旧制度適用契約の所得控除額（＊2）」と「新制度適用契約の所得控除額（＊3）」を合計した金額 （上限額は40,000円）

（＊2）旧制度適用契約について、つぎの表を適用して計算した金額です。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
25,000円以下のとき	全　額
25,000円をこえ 50,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/2）＋12,500円
50,000円をこえ 100,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/4）＋25,000円
100,000円をこえるとき	一律 50,000円

（＊3）新制度適用契約について、前記（1）の表を適用して計算した金額です。

【介護医療保険料】

・新制度適用契約について、前記（1）の表を適用して計算した金額です。

■住民税の所得控除額

（1）新制度適用契約のみにご加入されている場合

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎの表のとおりの金額となり、その上限額はそれぞれ28,000円、あわせて70,000円となります。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全　額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/2）＋6,000円
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/4）＋14,000円
56,000円をこえるとき	一律 28,000円

（2）新制度適用契約と旧制度適用契約の両方にご加入されている場合

・一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について、それぞれつぎのとおり取り扱いますが、旧制度と新制度をあわせて制度全体の適用限度額は70,000円となります。

【一般の生命保険料・個人年金保険料】

旧制度適用契約の 所得控除額（＊4）	総所得金額から控除される金額
28,000円以上のとき	旧制度適用契約の所得控除額（＊4） （上限額は35,000円）
28,000円未満のとき	「旧制度適用契約の所得控除額（＊4）」と「新制度適用契約の所得控除額（＊5）」を合計した金額 （上限額は28,000円）

（＊4）旧制度適用契約について、つぎの表を適用して計算した金額です。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
15,000円以下のとき	全　額
15,000円をこえ 40,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/2）＋7,500円
40,000円をこえ 70,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×1/4）＋17,500円
70,000円をこえるとき	一律 35,000円

（＊5）新制度適用契約について、前記（1）の表を適用して計算した金額です。

【介護医療保険料】

・新制度適用契約について、前記（1）の表を適用して計算した金額です。

【2】給付金などの税法上のお取扱い

1．給付金などの非課税扱い

●つぎの給付金などは、一般的に税金がかかりません。

・災害入院給付金	・疾病入院給付金
・手術給付金	・入院一時金
・障害給付金	

2．災害死亡保険金の税法上のお取扱い

〔災害死亡保険金をお受け取りのとき〕

受取人	課税の種類
保険契約者（＊1）	所得税（一時所得）（＊2）

（＊1）保険契約者が死亡されたときは、後継保険契約者となります。

（＊2）後継保険契約者が被保険者（お子さま）の場合は、災害死亡保険金の受取人は法定相続人となり、相続税の対象として課税されます。

！ご注意

●平成49年まで復興特別所得税として、各年分の納付すべき所得税の額の2.1％があわせて課されます。

免責事由一覧

【1】給付金などを支払わない場合

<table>
<tr><th>対象となる契約</th><th>給付金等の名称</th><th>免責事由</th></tr>
<tr><td rowspan="2">こども保険
傷害特約</td><td>災害死亡保険金</td><td rowspan="2">・保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします）の故意
・保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします）の重大な過失
・被保険者の故意
・被保険者の重大な過失
・被保険者の犯罪行為
・被保険者の精神障害を原因とする事故
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
・地震、噴火または津波（＊1）
・戦争その他の変乱（＊1）</td></tr>
<tr><td>障害給付金</td></tr>
<tr><td rowspan="3">こども保険
災害入院特約</td><td rowspan="3">災害入院給付金</td><td rowspan="6">・保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします）の故意
・保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします）の重大な過失
・被保険者の故意
・被保険者の重大な過失
・被保険者の犯罪行為
・被保険者の精神障害を原因とする事故
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
・被保険者の薬物依存（＊2）
・地震、噴火または津波（＊1）
・戦争その他の変乱（＊1）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">こども保険
疾病保障特約</td></tr>
<tr><td>疾病入院給付金</td></tr>
<tr><td></td><td>手術給付金</td></tr>
<tr><td>こども保険
入院一時金特約</td><td>入院一時金</td></tr>
</table>

（＊1）保険の計算の基礎に及ぼす影響の程度により、お支払いすることがあります。
（＊2）災害入院給付金および不慮の事故による入院一時金を除きます。

【2】保険料のお払い込みを免除しない場合

◆こども保険保険料払込免除特約が付加されている場合

保険料の払込を免除する場合	保険料の払込を免除できない場合
保険契約者が保険料払込期間中に死亡されたとき	・この特約の責任開始日（契約日・復活日等）から起算して２年以内の保険契約者の自殺 ・後継保険契約者の故意 ・戦争その他の変乱（＊１）
保険契約者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病により、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき（＊２）	・保険契約者の故意 ・保険契約者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱（＊１）
保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後、この特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（＊３）に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき	－
保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、所定の急性心筋梗塞（＊３）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき	－
保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、所定の脳卒中（＊３）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	－

保険料の払込を免除する場合	保険料の払込を免除できない場合
保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病により、つぎのいずれかの状態に該当されたとき ・会社所定の要介護状態に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき（＊４） ・公的介護保険制度により要介護３以上に該当していると認定されたとき（＊５）	・保険契約者の故意または重大な過失 ・保険契約者の犯罪行為 ・保険契約者の薬物依存 ・戦争その他の変乱（＊１）
保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病により、所定の身体障害状態に該当されたとき（＊６）	・保険契約者の故意または重大な過失 ・保険契約者の犯罪行為 ・保険契約者の薬物依存 ・保険契約者の精神障害を原因とする事故 ・保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 ・保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波（＊１） ・戦争その他の変乱（＊１）
保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病により、つぎのいずれかの疾病障害状態に該当されたとき（＊７） ・会社所定の呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病または高血圧症により所定の状態に該当し、その該当した日から起算して180日以上継続したと医師によって診断確定されたとき ・心臓にペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したもの、または心臓に人工弁を置換したもの ・永続的な人工透析療法を受けたもの ・膀胱を全摘出し、かつ、新膀胱を造設したもの、または尿路変更術を受けたもの ・人工肛門を造設したもの	

（＊１）この特約の計算の基礎に及ぼす影響の程度により、保険料のお払い込みを免除することがあります。

（＊２）所定の高度障害状態とは、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」などの状態です。身体障害者福祉法などに定める１級の障害状態などとは異なりますので、詳しくは、特約条項　別表１に定める「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

（＊３）対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中については、特約条項　別表２の「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

（＊４）会社所定の要介護状態については、特約条項　別表３の「会社所定の要介護状態」をご覧ください。

（＊５）公的介護保険制度については、特約条項　別表４の「公的介護保険制度」を、要介護３以上については、特約条項　別表５の「要介護３以上」をご覧ください。

（＊６）所定の身体障害状態とは、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」などの状態です。詳しくは、特約条項　別表６の「身体障害状態」をご覧ください。

（＊７）疾病障害状態については、特約条項　別表７の「疾病障害状態」をご覧ください。

参照　52ページ
こども保険保険料払込免除特約　別表１～７

主契約について

この冊子は特約中途付加用のしおりです。

主契約約款については、ご加入時に受領された「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

こども保険保険料払込免除特約（０７）

（平成26年７月１日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、５年ごと利差配当付こども保険(07)に付加し、保険契約者が主契約の保険料払込期間中に、つぎのいずれかの状態に該当したときに、以後の保険料のお払込を免除することを主な内容とするものです。

(1) 死亡したとき
(2) 所定の高度障害状態に該当したとき
(3) 悪性新生物、急性心筋梗塞または脳卒中により所定の状態に該当したとき
(4) 所定の要介護状態に該当したときまたは公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当したとき
(5) 所定の身体障害状態に該当したとき
(6) 所定の疾病障害状態に該当したとき

（特約の締結および責任開始期）

第１条　この特約は、保険契約者の申出により、５年ごと利差配当付こども保険(07)契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約に付加して締結します。

②　前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、主契約の保険料払込期間中に、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③　会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(1) 第１項の規定によりこの特約を付加した場合
　主契約の責任開始期
(2) 前項の規定によりこの特約を付加した場合
　会社の定める金額を受け取った時（保険契約者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

④　この特約を主契約に付加したときは、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

⑤　第１項および第２項の規定にかかわらず、主契約が保険料一時払、保険料払込済または払済保険に変更された場合には、この特約を付加することはできません。

（保険料率）

第２条　この特約が付加される場合、主契約および主契約に付加されるその他の特約（この特約が付加された保険契約に新たに付加されるその他の特約を含み、以下「主特約」といいます。）には、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。ただし、保険料一時払の主特約を除きます。

②　前条第２項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、主契約および主特約の保険料率は、つぎの各号に定める日（以下「中途付加基準日」といいます。）における保険契約者および被保険者の年齢にもとづいて、会社の定める方法により計算します。

(1) 主契約
　主契約の契約日
(2) 主特約
　それぞれの主特約についてつぎのとおりとします。
　ア．主特約の締結時の主特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が異なるとき
　　主特約の締結時の主特約の責任開始期の属する日の直前の、主契約の年単位の契約応当日
　イ．主特約の締結時の主特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が一致するとき
　　主特約の締結時の主特約の責任開始期の属する日

（保険料の払込免除）

第３条　前条第１項に規定する保険料率を適用する主契約および主特約について、この特約により保険料の払込を免除する場合（以下「保険料の払込免除事由」といいます。）はつぎのとおりです。ただし、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除事由は適用しません。

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料	保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1) 保険契約者が主契約または主特約の保険料払込期間（以下「保険料払込期間」といいます。）中に死亡したとき	保険料期間の到来していない将来の主契約および主特約の保険料	つぎのいずれかにより、左記の保険料の払込免除事由の(1) に該当したとき (1) この特約の責任開始期の属する日から起算して２年以内の保険契約者の自殺 (2) 後継保険契約者の故意 (3) 戦争その他の変乱
(2) 保険契約者がこの特約の責任開始期（復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われた場合は、最後の復活または保険契約者の変更の際の責任開始期。以下同様とします。）以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に別表１に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態に該当したときを含みます。		つぎのいずれかにより、左記の保険料の払込免除事由の(2) に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 戦争その他の変乱
(3) 保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後、この特約の責任開始期前を含めて初めて別表２に定める悪性新生物に罹患し、医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）		－
(4) 保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア．別表２に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき イ．別表２に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき		
(5) 保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア．つぎの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき ａ．別表３に定める要介護状態（以下「会社所定の要介護状態」といいます。）に該当したこと ｂ．会社所定の要介護状態がその該当した日から起算して継続して 180日あること イ．別表４に定める公的介護保険制度により、別表５に定める要介護３以上に該当していると認定されたとき（以下「要介護３以上の状態」といいます。）		つぎのいずれかにより左記の保険料の払込免除事由の(5) に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の薬物依存（備考１に定めるところによります。） (4) 戦争その他の変乱

保険料の払込免除事由	払込を免除する保険料	保険料の払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合（以下「免責事由」といいます。）
(6) 保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、別表６に定めるいずれかの身体障害の状態（以下「身体障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の傷害または疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病にかぎります。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害状態に該当したときも同様とします。	保険料期間の到来していない将来の主契約および主特約の保険料	つぎのいずれかにより左記の保険料の払込免除事由の(6)または(7)に該当したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 保険契約者の犯罪行為 (3) 保険契約者の薬物依存（備考１に定めるところによります。） (4) 保険契約者の精神障害を原因とする事故 (5) 保険契約者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 保険契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 保険契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
(7) 保険契約者が保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病を直接の原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、この特約の責任開始期以後の疾病（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない疾病にかぎります。）を直接の原因とする障害状態が新たに加わってつぎのいずれかの状態に該当したときを含みます。 ア．別表７に定める疾病障害状態（以下「疾病障害状態」といいます。 ）の(1)に該当し、その疾病障害状態がその該当した日から起算して180日以上継続したと医師によって診断されたとき イ．疾病障害状態の(2)から(5)までのいずれかに該当したとき		

② 前項の保険料の払込免除事由の(3)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表２の①Ｂ中、基本分類コードＣ50の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。 ）に罹患し、医師により診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。ただし、その後（ 乳房の悪性新生物については、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、保険料払込期間中に保険契約者が新たに別表２に定める悪性新生物に罹患し、医師により診断確定（前項の保険料の払込免除事由の(3) による診断確定と同じとします。）されたときは、保険料の払込を免除します。

（保険料の払込免除に関する補則）

第４条　保険料の払込が免除されたときは、会社は、払込免除事由の発生日の翌日以後、保険料期間の初日が到来するごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

② 保険契約者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、保険料の払込を免除します。

③ つぎのいずれかに該当したときは、会社は、その程度に応じ、保険料の全部の払込を免除し、またはその一部の払込を免除することがあります。

(1) 保険契約者が戦争その他の変乱により死亡しまたは高度障害状態、会社所定の要介護状態もしくは要介護３以上の状態に該当した場合でも、それらの原因により死亡しまたは高度障害状態、会社所定の要介護状態もしくは要介護３以上の状態に該当した保険契約者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたとき

(2) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により身体障害状態または疾病障害状態に該当した場合でも、それらの原因により身体障害状態または疾病障害状態に該当した保険契約者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたとき

④ 免責事由に該当したことにより保険契約者が死亡しても保険料の払込が免除されないときは、主約款に定める保険契約者の死亡が保険料の払込を免除しない場合に該当したときの規定を準用して取り扱います。

⑤ 保険契約者がこの特約の責任開始期前の傷害または疾病を原因として、この特約の責任開始期以後に前条第１項の保険料の払込免除事由の第２号または第４号から第７号までの規定に定めるいずれかの状態に該当したときでも、つぎの各号のいずれかの場合に該当するときは、その状態はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

(1) この特約の締結、復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除

きます。）
(2) その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ア．この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
イ．この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ウ．この特約の責任開始期前に保険契約者の自覚がない場合
⑥　保険料の払込が免除されたときは、保険契約者に通知します。

（保険料の払込免除の請求）
第５条　保険料の払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または後継保険契約者は、遅滞なく会社に通知してください。
②　保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）は、すみやかに別表８に定める書類を提出して、その請求をしてください。
③　前項の規定にかかわらず、主契約に三大疾病保障付育英年金特約または育英年金特約が付加されている場合で、保険料の払込免除事由に該当し、かつ、育英年金の請求があった場合には、会社は、保険料の払込免除について保険契約者から請求があったものとして取り扱います。
④　保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行うときは、主約款の規定を準用します。

（特約の失効）
第６条　主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

（特約の復活）
第７条　主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
②　会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（告知義務および告知義務違反による解除）
第８条　告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の規定を準用します。

（重大事由による解除）
第９条　この特約の重大事由による解除については、主約款の規定を準用します。

（特約の解約）
第10条　保険契約者は、保険料の払込免除事由が生じる前であれば、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
②　この特約の解約を請求するときは、保険契約者は、別表８に定める書類を会社に提出してください。
③　この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）
第11条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
(1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
(2) 主契約が払済保険に変更されたとき
(3) 主契約の保険料払込期間が満了したとき
②　前項第３号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（特約の解約払戻金）
第12条　この特約には、解約払戻金はありません。

（保険契約者の変更）
第13条　主契約について保険契約者の変更の請求があったときは、この特約についても同時に保険契約者の変更の請求があったものとします。この場合、主約款の保険契約者の変更に関する規定を準用します。

（契約者配当金）
第14条　この特約には契約者配当金はありません。

（法令等の改正に伴う保険料の払込免除事由の変更）

第15条　会社は、別表４に定める公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約条項の保険料の払込免除事由を変更することがあります。

②　会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て会社が定めた日（以下本条において「保険料の払込免除事由の変更日」といいます。）から将来に向かって、保険料の払込免除事由を改めます。

③　本条の規定により、保険料の払込免除事由を変更する場合には、保険料の払込免除事由の変更日の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

④　前項の通知を受けた保険契約者は、保険料の払込免除事由の変更日の２週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。

(1) 第２項の保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法

(2) 保険料の払込免除事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法

⑤　前項の指定がなされないまま保険料の払込免除事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第２号の方法を指定されたものとみなします。

⑥　保険料の払込免除事由の変更日までに保険料の払込免除事由が生じている場合については、本条の規定は適用しません。

（管轄裁判所）

第16条　この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款等の規定の準用）

第17条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き主約款および主特約の特約条項の規定を準用します。

（年払および半年払の保険契約における取扱）

第18条　契約日が平成22年３月１日以降の年払および半年払の保険契約に付加したこの特約について、主約款に定める年払および半年払の保険契約における取扱の規定を準用します。

（平成22年２月28日以前に締結された保険契約に中途付加する場合の特則）

第19条　この特約を平成22年２月28日以前に締結された保険契約に中途付加する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第８条（告知義務および告知義務違反による解除）の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「（告知義務および告知義務違反による解除）

第８条　この特約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が保険契約者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

②　保険契約者が、故意または重大な過失により、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

③　会社は、保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、保険料の払込を免除しません。また、すでに保険料の払込を免除していたときは、特約保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

④　前項の規定にかかわらず、保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または後継保険契約者が証明したときは、会社は、保険料の払込を免除します。

⑤　第２項または第３項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。

⑥　会社は、つぎのいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除をすることができません。

(1) この特約の締結もしくは復活または保険契約者の死亡による保険契約の承継以外の保険契約者の変更が行われる際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき

(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が第１項の告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者に対し、第１項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して１か月を経過したとき

(5) この特約が責任開始期の属する日から起算して２年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責

任開始期の属する日から起算して２年以内に保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。

⑦　前項第２号および第３号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者が、第１項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。　」

別表１　対象となる高度障害状態

(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
(3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(6) １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(7) １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの

別表２　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

①　悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、下記Ａにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記Ｂの基本分類コードに規定されるのものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

Ａ　対象となる悪性新生物の定義

定　義
悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）

Ｂ　対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	Ｃ00～Ｃ14
○消化器の悪性新生物	Ｃ15～Ｃ26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	Ｃ30～Ｃ39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	Ｃ40～Ｃ41
○皮膚の悪性黒色腫	Ｃ43
○中皮および軟部組織の悪性新生物	Ｃ45～Ｃ49
○乳房の悪性新生物	Ｃ50
○女性生殖器の悪性新生物	Ｃ51～Ｃ58
○男性生殖器の悪性新生物	Ｃ60～Ｃ63
○腎尿路の悪性新生物	Ｃ64～Ｃ68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	Ｃ69～Ｃ72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	Ｃ73～Ｃ75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	Ｃ76～Ｃ80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	Ｃ81～Ｃ96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	Ｃ97
○性状不詳または不明の新生物（Ｄ37～Ｄ48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	Ｄ45
・骨髄異形成症候群	Ｄ46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（Ｄ47）のうち	
・慢性骨髄増殖性疾患	Ｄ47.1
・本態性（出血性）血小板血症	Ｄ47.3

Ｃ　上記Ｂにおいて、「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第３版」中、新生物の性状を示す第５桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第５桁コードによるものをいいます。

第５桁性状コード番号
／３・・・・・悪性、原発部位 ／６・・・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／９・・・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

①の備考

「上皮内癌」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第３版」中、新生物の性状を示す第５桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第５桁コードによるものをいいます。

第５桁性状コード番号
／２・・・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

（注）胃、結腸または直腸の粘膜癌を除きます。この場合、胃、結腸または直腸の粘膜癌は、前Ｂおよび前Ｃに該当するものとみなして取り扱います。

②　急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、下記Ａにより定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記Ｂの基本分類コードに規定されるのものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ-10（2003年版）準拠」によるものとします。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断日以前に新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

Ａ　対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
１．急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の３項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
２．脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

Ｂ　対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分　類　項　目	基本分類コード
１．急性心筋梗塞	○虚血性心疾患(Ｉ20～Ｉ25)のうち ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	 Ｉ21 Ｉ22
２．脳卒中	○脳血管疾患(Ｉ60～Ｉ69)のうち ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	 Ｉ60 Ｉ61 Ｉ63

別表３　会社所定の要介護状態

「会社所定の要介護状態」とは、つぎの(1)から(3)のいずれかに該当した場合をいいます。

(1) 下表の項目の１から５のうち１項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の１項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき

(2) 下表の項目の１から５のうち３項目が一部介助の状態に該当したとき

(3) 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

項　目	状　態
1．歩行 （立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか）	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 (2) 一部介助 補装具等を使用しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 補装具等を使用すれば自分でできる。 (4) 自立 自分でできる。
2．衣服の着脱 （眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。）	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 衣服を工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
3．入浴 （浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。）	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。 (2) 一部介助 浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
4．食物の摂取 （眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。）	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 (2) 一部介助 食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 (3) ほぼ自立 食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。
5．排泄 （排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。）	(1) 全部介助 介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 (2) 一部介助 特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 (3) ほぼ自立 特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 (4) 自立 自分でできる。

別表３の備考

１．器質性認知症

（1）「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、つぎの①および②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

①　脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

②　正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般

的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

コード番号	分　類　項　目
F00	アルツハイマー病の認知症
F01	血管性認知症
F02.0	ピック病の認知症
F02.1	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症
F02.2	ハンチントン病の認知症
F02.3	パーキンソン病の認知症
F02.4	ヒト免疫不全ウィルス［HIV］病の認知症
F02.8	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症
F03	詳細不明の認知症
F05.1	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの

（注）厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣD-10（2003年版）準拠」以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2．意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3．見当識障害

「見当識障害」とは、つぎの(1)から(3)のいずれかに該当する場合をいいます。

(1) 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

(2) 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

(3) 人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表４　公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成９年12月17日　法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

別表５　要介護３以上

「要介護３以上」とは、公的介護保険制度で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年４月30日　厚生省令第58号）第１条第１項に定める要介護３から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

別表６　身体障害状態

(1) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
(2) １眼の視力を全く永久に失ったもの
(3) １上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
(4) １下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの
(5) １手の５手指を失ったかもしくは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの
(6) 10足指を失ったもの
(7) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

別表６の備考

１．眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

３．上・下肢の障害

(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

４．脊柱の障害

(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
(2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頚椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

５．手指の障害

(1)「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
(2)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

６．足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表７　疾病障害状態

(1) 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病または高血圧症により日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの
(2) 心臓にペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したものまたは心臓に人工弁を置換したもの
(3) 永続的な人工透析療法を受けたもの
(4) 膀胱を全摘出し、かつ、新膀胱を造設したものまたは尿路変更術を受けたもの
(5) 人工肛門を造設したもの

別表７の備考

１．日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態

「日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とするもの」とは、疾患別に以下の程度のものをいいます。

なお、以下で使用する「一般状態区分」とは、つぎの区分をいいます。

〔一般状態区分〕

区分	一　般　状　態
1	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの
2	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできるもの　例えば、軽い家事、事務など
3	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50％以上は起居しているもの
4	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50％以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの
5	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの

(1) 呼吸器疾患

呼吸器疾患は、肺結核、じん肺および呼吸不全に区分します。

①　肺結核

肺結核により、つぎのいずれかに該当し、かつ、一般状態区分の３、４または５に該当した場合

a	空洞面積の合計が、第２肋骨前端上縁を通る水平線以上の肺野の面積を越し、肺病変の拡がりの合計が一側肺に達するもの。
b	空洞を伴う病変があって、ａに該当しないもの。
c	直前の６か月以内に排菌があり、かつ、空洞は認められないが不安定な肺病変があるもの。
d	直前の６か月以内に排菌がなく、かつ、空洞は認められないが不安定な肺病変があり、病巣の拡がりが一側肺野面積を越えるもの。

②　じん肺

じん肺により、胸部Ｘ線所見が下記のエックス線写真の像の区分の第４型であり、大陰影の大きさが一側の肺野の３分の１以上のもので、かつ、一般状態区分の３、４または５に該当した場合

〔エックス線写真の像の区分〕

型	エックス線写真の像
第１型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第２型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第３型	両肺野にじん肺による粒状影または不整形陰影が極めて多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第４型	大陰影があると認められるもの

③　呼吸不全

呼吸不全により、つぎのいずれも満たし、かつ、一般状態区分の３、４または５に該当した場合

a	下記の動脈血ガス分析値の検査成績がいずれも中等度異常または高度異常に該当するもの
b	下記の予測肺活量１秒率の検査成績が中等度異常または高度異常に該当するもの

〔動脈血ガス分析値〕

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
1	動脈血O_2分圧	Torr	70～61	60～56	55以下
2	動脈血CO_2分圧	Torr	46～50	51～59	60以上

〔予測肺活量１秒率〕

検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
予測肺活量１秒率	%	40～31	30～21	20以下

(2) 心疾患

心疾患により、下記の心臓疾患検査所見区分のうち、いずれか１つ以上の異常所見等と浮腫、息切れ等の臨床所見があり、かつ、一般状態区分の３、４または５に該当した場合

〔心臓疾患検査所見区分〕

区分	異常所見等
a	LevineⅢ度以上の器質的雑音が認められるもの
b	心胸郭比60％以上のもの
c	胸部Ｘ線所見で、肺野に明らかにうっ血像のあるもの
d	心電図で、陳旧性心筋梗塞所見があり、かつ、今日まで狭心症状を有するもの
e	心電図で、脚ブロック所見があり、かつ、基礎疾患を有するもの
f	心電図で、完全房室ブロック（第Ⅲ度房室ブロック）所見または第Ⅱ度（MobitzⅡ型）房室ブロック所見のあるもの
g	安静時心電図で、0.2mV以上のSTの低下があるもの、もしくは、深い陰性Ｔ波所見のあるもの
h	負荷心電図で、明らかな陽性所見のあるもの
i	難治性の不整脈のあるもの
j	左室駆出率（EF）が50％以下（拡張型心筋症の場合は、40％以下）のもの
k	冠れん縮を証明されたもの

(3) 腎疾患

腎疾患によりつぎのいずれかに該当し、かつ、一般状態区分の３、４または５に該当した場合

① 下記の腎疾患検査所見区分のａまたはｂが中等度異常または高度異常の所見があるもの

② 下記の腎疾患検査所見区分のｃアおよびｃイの所見があるもの

③ 下記の腎疾患検査所見区分のｃアおよびｃウの所見があるもの

〔腎疾患検査所見区分〕

区分		検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
a		内因性クレアチニンクリアランス値	ml/分	20以上30未満	10以上20未満	10未満
b		血清クレアチニン濃度	mg/dl	３以上５未満	５以上８未満	８以上
c	ア	１日尿蛋白量	g/日	3.5g以上を持続する		
	イ	血清アルブミン	g/dl	3.0g以下		
	ウ	血清総蛋白	g/dl	6.0g以下		

(4) 肝疾患

肝疾患により、下記の肝機能異常度指表の検査成績が中等度異常または高度異常を示すもので、かつ、一般状態区分の３、４または５に該当した場合

〔肝機能異常度指表〕

検査項目		基準値	中等度異常	高度異常
総ビリルビン（mg/dl）		0.3～1.2	２以上３未満	３以上
血清アルブミン(g/dl)		4.2～5.1	2.8以上3.5未満	2.8未満
血小板数(万/μl)		13～35	５以上10未満	５未満
ﾌﾟﾛﾄﾛﾝﾋﾞﾝ時間(PT)	(%)	70～130	40以上50未満	40未満
	(秒)	10～14	４以上６未満の延長	６以上の延長
ｱﾙｶﾘﾌｫｽﾌｧﾀｰｾﾞ(ALP)(Bessey法)		0.8～2.3	3.5以上10未満	10以上
ｺﾘﾝｴｽﾃﾗｰｾﾞ(CHE)		－	診療施設基準値に対して、明らかに病的な異常値のもの	
腹水		－	中等度（＊）	高度（＊＊）

検査項目	基準値	中等度異常	高度異常
脳症（下記の昏睡度分類による）	－	Ⅰ度（＊）	Ⅱ度以上（＊＊）

＊　治療により軽快するもの
＊＊ 治療により軽快しないもの

〔昏睡度分類〕

昏睡度	精神症状	参考事項
Ⅰ	睡眠－覚醒リズムに逆転。 多幸気分ときに抑うつ状態。 だらしなく、気にとめない態度。	あとで振り返ってみて判定できる。
Ⅱ	指南力（時、場所）障害、物をとり違える（confusion） 異常行動 （例：お金をまく、化粧品をゴミ箱に捨てるなど） ときに傾眠状態（普通のよびかけで開眼し会話ができる） 無礼な言動があったりするが、他人の指示には従う態度を見せる。	興奮状態がない。 尿便失禁がない。 羽ばたき振戦あり。
Ⅲ	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴い、反抗的態度をみせる。 嗜眠状態（ほとんど眠っている）。 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示には従わない、または従えない（簡単な命令には応じえる）。	羽ばたき振戦あり。 （患者の協力がえられる場合） 指南力は高度に障害。
Ⅳ	昏睡（完全な意識の消失）。 痛み刺激に反応する。	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる。
Ⅴ	深昏睡 痛み刺激にも全く反応しない。	

(5) 血液・造血器疾患

血液・造血器疾患は、難治性貧血群、出血傾向群および造血器腫瘍群に区分します。

①　難治性貧血群（再生不良性貧血、溶血性貧血等）

下記の難治性貧血群臨床所見区分のいずれか１つ以上の所見および下記の難治性貧血群検査所見区分のうち３つ以上に該当（溶血性貧血の場合は、下記の難治性貧血群臨床所見区分のいずれか１つ以上の所見および下記の難治性貧血群検査所見区分のアに該当）するもので、かつ、一般状態区分の３、４または５に該当した場合

〔難治性貧血群臨床所見区分〕

a	治療により貧血改善はやや認められるが、なお中度または高度の貧血、出血傾向、易感染症を示すもの
b	輸血を時々またはひんぱんに必要とするもの

〔難治性貧血群検査所見区分〕

ア	末梢血液中の赤血球像で、つぎのいずれかに該当するもの （ⅰ）ヘモグロビン濃度が9.0g/dl未満のもの （ⅱ）赤血球数が300万/μl未満のもの
イ	末梢血液中の白血球像で、つぎのいずれかに該当するもの （ⅰ）白血球数が2,000/μl未満のもの （ⅱ）顆粒球数が1,000/μl未満のもの
ウ	末梢血液中の血小板数が５万/μl未満のもの
エ	骨髄像で、つぎのいずれかに該当するもの （ⅰ）有核細胞が５万/μl未満のもの （ⅱ）巨核球数が30/μl未満のもの （ⅲ）リンパ球が40％以上のもの （ⅳ）赤芽球が10％未満のもの

②　出血傾向群(血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症等)

下記の出血傾向群臨床所見区分のいずれか１つ以上の所見および下記の出血傾向群検査所見区分のいずれか１つ以上の所見があるもので、かつ、一般状態区分の３、４または５に該当した場合

〔出血傾向群臨床所見区分〕

a	中度もしくは高度の出血傾向または関節症状のあるもの
b	凝固因子製剤を時々またはひんぱんに輸注しているもの

〔出血傾向群検査所見区分〕

ア	出血時間（デューク法）が８分以上のもの
イ	APTTが基準値の２倍以上のもの
ウ	血小板数が５万/μl未満のもの

③　**造血器腫瘍群（白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫等）**

下記の造血器腫瘍群臨床所見区分のいずれか１つ以上の所見および下記の造血器腫瘍群検査所見区分のいずれか１つ以上の所見があり、かつ、一般状態区分の３、４または５に該当した場合

〔造血器腫瘍群臨床所見区分〕

a	発熱、骨・関節痛、るい痩、貧血、出血傾向、リンパ節腫脹、易感染症、肝脾腫等のあるものまたは著しいもの
b	輸血を時々またはひんぱんに必要とするもの
c	容易に治療に反応せず、増悪をきたしやすいもの
d	急性転化の症状を示すもの

〔造血器腫瘍群検査所見区分〕

ア	病的細胞が出現しているもの
イ	Ｃ反応性タンパク（CRP）の陽性のもの
ウ	乳酸脱水酵素（LDH）の上昇を示すもの
エ	白血球数が正常化し難いもの
オ	末梢血液中の赤血球数が300万/μl未満のもの
カ	末梢血液中の血小板数が５万/μl未満のもの
キ	末梢血液中の正常顆粒球数が1,000/μl未満のもの
ク	末梢血液中の正常リンパ球数が600/μl未満のもの

(6) 糖尿病

糖尿病により、インスリン治療時におけるHbA1cおよび空腹時血糖値がつぎのいずれも満たす場合

①　HbA1cが8.0％以上であること

②　空腹時血糖値が140mg/dl以上であること

(7) 高血圧症

つぎのいずれかに該当した場合

①　つぎの条件を満たす「悪性高血圧症」に該当したもの

a	高い拡張期性高血圧（通常最小血圧が120㎜Hg以上）
b	眼底所見で、Keith-Wagener分類のⅢ群またはⅣ群のもの
c	腎機能障害が急激に進行し、放置すれば腎不全にいたる
d	全身症状の急激な悪化を示し、血圧、腎障害の増悪とともに、脳症状や心不全を多く伴う

②　１年内の一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほかに出血、白斑を伴う高血圧性網膜症を有するもの

２．ペースメーカーまたは植込み型除細動器

「ペースメーカーもしくは植込み型除細動器を装着したもの」とは、ペースメーカーまたは植込み型除細動器の装着が永久に必要である場合をいいます。ただし、一時的に装着した場合およびすでに装着したペースメーカーもしくは植込み型除細動器またはその付属品を交換する場合を除きます。

３．人工弁

「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。ただし、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

４．人工透析療法

「永続的な人工透析療法」には、一時的な人工透析療法は含みません。また、「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

５．新膀胱

「新膀胱」とは、尿の貯留臓器として人工的に形成されたものをいいます。

6．尿路変更術

「尿路変更術」とは、正常尿路を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。

7．人工肛門

「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。また、「人工肛門を造設したもの」には、一時的に人工肛門を造設した場合は含みません。

別表８　請求書類

(1) 保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
1．保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書（死亡の場合は、医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）） (3) 保険契約者が公的介護保険制度にもとづく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 保険契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 後継保険契約者の戸籍抄本（保険契約者が死亡した場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
1．解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

（注）1．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2．会社は、上記の書類（前1．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

備考

1．薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

こども保険傷害特約（０７）

（平成26年４月１日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 災害死亡保険金

被保険者がこの特約の保険期間中に不慮の事故または所定の感染症により死亡したときにお支払いします。

(2) 障害給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したときに、その障害の程度に応じてお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第１条　この特約は、保険契約者の申出により、５年ごと利差配当付こども保険(07)契約、５年ごと利差配当付こども保険契約またはこども保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約に付加して締結します。

②　前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③　会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(1) 第１項の規定によりこの特約を付加した場合

主契約の責任開始期

(2) 前項の規定によりこの特約を付加した場合

この特約の第１回保険料として会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

④　この特約を主契約に付加したときは、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（災害死亡保険金および障害給付金の支払）

第２条　この特約において支払う災害死亡保険金および障害給付金は、つぎのとおりです。

名称	災害死亡保険金または障害給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても災害死亡保険金または障害給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災害死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に生じた主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害（ただし、不慮の事故が生じた日から起算して 180日以内の死亡にかぎります。） (2) この特約の責任開始期以後に発病した別表４に定める感染症	災害保険金額	保険契約者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
障害給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して 180日以内に別表１に定める障害給付金額表のいずれかの身体障害の状態（以下「身体障害状態」といいます。）に該当したとき	別表１に定める金額		

（災害死亡保険金および障害給付金の支払に関する補則）

第３条　被保険者の生死が不明の場合でも、会社が前条に定める災害死亡保険金の支払事由に該当し死亡したものと認めたときは、災害死亡保険金を支払います。

②　会社は、災害死亡保険金を支払う場合には、障害給付金についてつぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する各号の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害死亡保険金から差し引きます。

(1) 災害死亡保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
(2) 災害死亡保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受け、まだ支払っていないとき

③　災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

④　被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡しまたは身体障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡しまたは身体障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、災害死亡保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑤　障害給付金の支払事由について、回復の見込の有無が不明確な状態が継続している間にこの特約の保険期間が満了した場合で、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して１年以内に回復の見込のないことが明確になったとき、または、この特約の保険期間の満了する日の翌日から起算して１年を経過した時点で、なお回復の見込の有無が不明確な状態にあるときは、障害給付金を支払います。

（障害給付金の支払限度）

第４条　この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して10割をもって限度とします。

（災害死亡保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所）

第５条　災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。以下本条において同様とします。）または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

②　災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表３に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③　災害死亡保険金または障害給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④　災害死亡保険金または障害給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から災害死亡保険金または障害給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、災害死亡保険金または障害給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無
(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
(4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　第２号もしくは前号に定める事項、第13条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からエ．までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは災害死亡保険金もしくは障害給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から災害死亡保険金もしくは障害給付金請求時までにおける事実

⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、災害死亡保険金または障害給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日
(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日
(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日
(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害死亡保険金または障害給付金を支払いません。
⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その災害死亡保険金または障害給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）
第６条　会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
②　前項のほか、主契約が保険料一時払の保険契約の場合でも、この特約の保険料払込期間中に主約款に規定する保険料の払込免除事由と同等の事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）
第７条　この特約の保険期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。
②　この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了する日（主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、この特約の保険期間の満了する日）までとします。
③　第１条（特約の締結および責任開始期）第２項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、この特約の保険料は、つぎの各号に定める日（以下「中途付加基準日」といいます。）からこの特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間にもとづいて、会社の定める方法により計算します。
(1) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が異なるとき
　　この特約の責任開始期の属する日の直前の、主契約の年単位の契約応当日
(2) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が一致するとき
　　この特約の責任開始期の属する日
④　この特約の第２回以後の保険料は、その払込方法（回数）を主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、かつ、この特約の保険料払込期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
⑤　前項の規定にかかわらず、主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、この特約の第２回以後の保険料はその払込方法（回数）を年払とし、かつ、この特約の保険料払込期間の満了時までに払い込むべきこの特約のすべての保険料について、この特約の第１回保険料と同時に一括して前納することを要します。
⑥　この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）
第８条　保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。
②　前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
③　保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

（特約の失効）
第９条　主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）
第10条　主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の振替貸付に関する規定を準用します。

（特約の復活）
第11条　主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
②　会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の保険契約の復活の規定を準用します。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第12条　この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

②　保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

③　会社は、災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、災害死亡保険金もしくは障害給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに災害死亡保険金または障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第６条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

④　前項の規定にかかわらず、災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、災害死亡保険金もしくは障害給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。

⑤　第２項または第３項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。

⑥　本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

⑦　会社は、つぎのいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除をすることができません。

(1) この特約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためにこれを知らなかったとき

(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第１項の告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第１項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して１か月を経過したとき

(5) この特約が責任開始期の属する日から起算して２年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日から起算して２年以内に災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じていた場合を除きます。

⑧　前項第２号および第３号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第１項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第13条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者がこの特約の給付金（災害死亡保険金および保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者が、つぎのいずれかに該当する場合

ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは後継保険契約者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または後継保険契約者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

②　会社は、災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による災害死亡保険金もしくは障害給付金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除

しません。また、この場合に、すでに災害死亡保険金または障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第６条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③　前２項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。

④　本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第14条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を請求することができます。

②　この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（災害保険金額の減額）

第15条　保険契約者は、将来に向かって、この特約の災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定める金額に満たないときは、災害保険金額の減額を取り扱いません。

②　災害保険金額を減額するときは、保険契約者は、別表３に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③　災害保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

④　災害保険金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第16条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

(1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

(2) 主契約が払済保険に変更されたとき

②　前項第１号の規定によりこの特約が消滅した場合（主契約の死亡給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）には、会社は、保険契約者につぎの金額を支払います。

(1) 主約款の規定により主契約の解約払戻金が支払われ、かつ、この特約の解約払戻金があるとき
　次条第１項の解約払戻金

(2) 主約款の規定により主契約の責任準備金（主契約の責任準備金の金額が主契約の死亡給付金額を上回る場合には、主契約の死亡給付金額）が支払われ、かつ、この特約の責任準備金があるとき
　この特約の責任準備金

③　第１項第２号の規定によりこの特約が消滅した場合で、この特約の解約払戻金があるときは、次条第１項の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加算して、主契約の払済保険への変更を取り扱います。

（特約の解約払戻金）

第17条　この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の特約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の特約および保険料払込済の特約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。ただし、この特約の保険料払込期間が保険期間と同一のときは解約払戻金はありません。

②　この特約の解約払戻金は、主契約について保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

③　この特約の解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表３に定める書類を会社に提出してください。

④　この特約の解約払戻金の支払時期および支払場所については、第５条（災害死亡保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

（保険契約者の変更）

第18条　主契約について保険契約者の変更の請求があったときは、この特約についても同時に保険契約者の変更の請求があったものとします。この場合、主約款の保険契約者の変更に関する規定を準用します。

（契約者配当金）

第19条　この特約には、契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）

第20条　この特約における災害死亡保険金、障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第21条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（主契約に出生前加入特則が適用された場合の取扱）

第22条　主契約について出生前加入特則が適用され、主約款の複数出生の場合に関する規定により主契約の被保険者が変更されたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。

(2) 第１条（特約の締結および責任開始期）の規定にかかわらず、変更時からこの特約上の責任を負います。

(3) 変更時前に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、変更時以後に災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合、その不慮の事故の発生が変更前の被保険者の責任開始期以後のときは、変更時以後に生じたものとみなして取り扱います。

(4) 変更前の被保険者について、すでに支払われている障害給付金があるときは、変更後の被保険者の障害給付金の支払限度に通算します。

②　第２条（災害死亡保険金および障害給付金の支払）の規定により災害死亡保険金が支払われたときは、主約款の複数出生の場合に関する規定に定める被保険者の変更は取り扱いません。

（特約保険料を前納する場合の特則）

第23条　主契約およびこの特約が分割払の場合で、主約款の規定により主契約の保険料を前納するときは、この特約保険料も同時に前納することを要します。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 主約款の保険料の前納に関する規定を準用します。

(2) 第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第４項および第６項の規定を適用します。

②　前項の規定に加え、この特約を付加する際に、すでに主契約の保険料が前納されている場合には、主契約の前納されている保険料期間までこの特約保険料を前納することを要します。

（主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合の特則）

第24条　主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合には、この特約についても指定代理請求人による請求に関する特則が適用されるものとします。

（特約保険料の一時払に関する特則）

第25条　第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第２項、第４項、第５項および第６項の規定にかかわらず、この特約の保険料は一時払の方法で払い込むことができます。この場合には、この特約の一時払保険料は、第１条（特約の締結および責任開始期）第２項の規定による場合を除き、主契約の第１回保険料（主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、一時払保険料）と同時に払い込むことを要します。

②　保険料一時払の特約については、つぎの各号の規定は適用しません。

(1) 第６条（特約保険料の払込免除）

(2) 第８条（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

(3) 第10条（特約保険料の振替貸付）

③　保険料一時払の特約のときは、第１条（特約の締結および責任開始期）第３項第２号の規定中「この特約の第１回保険料」とあるのは「この特約の一時払保険料」と読み替えます。

（こども保険保険料払込免除特約(07)とあわせて付加する場合の特則）

第26条　こども保険保険料払込免除特約(07)が付加されている主契約にこの特約を付加する場合（この特約と同時に付加する場合を含みます。）には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１条（特約の締結および責任開始期）第３項第２号の規定中「被保険者に関する告知前」とあるのは「保険契約者および被保険者に関する告知前」と読み替えます。

(2) 第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第３項の規定の規定中「この特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間」とあるのは「この特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間ならびに中途付加基準日における保険契約者の年齢」と読み替えます。

(3) 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）第１項の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「第12条　この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が保険契約者および被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。」

（受取人の変更）

第27条　この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

（年払および半年払の保険契約における取扱）

第28条　契約日が平成22年３月１日以降の主契約に付加する年払および半年払のこの特約について、主約款に定める年払および半年払の保険契約における取扱の規定を準用します。

（契約内容の登録）

第29条　会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

(2) 災害死亡保険金の金額

(3) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第２項において同様とします。）

(4) 当会社名

② 前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④ 各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項により連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

⑨ 第３項、第４項および第５項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

（平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合の特則）

第30条　この特約を平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第５条（災害死亡保険金および障害給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定中「５営業日」とあるのは、「５日」と読み替えて適用します。

別表１　障害給付金額表

障害給付金額は、被保険者の災害保険金額にその身体障害が属する等級の給付割合を乗じて得られる金額とします。

等級	身　体　障　害	給付割合
第1級	1．両眼の視力を全く永久に失ったもの 2．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6．１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7．１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8．１上肢および１下肢の用を全く永久に失ったもの 9．10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの 10．１肢に第３級の13．から15．までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の１肢に第３級の13．から15．までまたは第４級の21．から25．までのいずれかの身体障害を生じたもの 11．両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12．１眼の視力を全く永久に失ったもの 13．１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの 14．１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの 15．１手の５手指を失ったかまたは第１指(母指)および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの 16．10足指を失ったもの 17．脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18．両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19．言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21．１上肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの 22．１下肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの 23．１下肢が永久に５センチ以上短縮したもの 24．１手の第１指(母指)および第２指(示指)を失ったかまたは第１指(母指)および第２指(示指)のうち少なくとも１手指を含んで３手指以上を失ったもの 25．１手の５手指の用を全く永久に失ったかまたは第１指(母指)および第２指(示指)を含んで３手指以上の用を全く永久に失ったもの 26．10足指の用を全く永久に失ったもの 27．１足の５足指を失ったもの	3割
第5級	28．１上肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29．１下肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30．１手の第１指(母指)もしくは第２指(示指)を失ったか、第１指(母指)もしくは第２指(示指)を含んで２手指を失ったかまたは第１指(母指)および第２指(示指)以外の３手指を失ったもの 31．１手の第１指(母指)および第２指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32．１足の５足指の用を全く永久に失ったもの 33．両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34．１耳の聴力を全く永久に失ったもの 35．鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36．脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割

等級	身　体　障　害	給付割合
第6級	37.　1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.　1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.　1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.　1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.　1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42.　1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43.　1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

（注）(1) 身体障害の状態が上記の2種目以上に該当した場合には、その給付割合はそれぞれの身体障害の状態が属する等級の給付割合の合計の割合とします。ただし、別表2に定める身体の同一部位に生じた2種目以上の身体障害の状態に関しては、最も上位の種目の属する等級の給付割合をもって、その給付割合とします。

(2) すでに身体障害（その被保険者についての責任開始期前の身体障害を含みます。）のあった別表2に定める身体の同一部位に生じた身体障害については、その給付割合は、新たな身体障害の状態が属する等級の給付割合からすでにあった身体障害（その被保険者についての責任開始期前の身体障害を含みます。）の状態が属する等級の給付割合を差し引いて得られる割合とします。

別表1の備考

1．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2．日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自分では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3．眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

4．言語またはそしゃくの障害

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
(2)「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
(3)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。
(4)「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5．耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。
(2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
(3)「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2) の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6．鼻の障害

(1)「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の２分の１以上を欠損した場合をいいます。

(2)「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7．上・下肢の障害

(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節・ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込がない場合をいいます。

(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3)「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込がない場合をいいます。

8．脊柱の障害

(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2)「脊柱の著しい運動障害」とは、頚椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

(3)「脊柱（頚椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち２種以上の運動が生理的範囲の３分の２以下に制限された場合をいいます。

9．手指の障害

(1) 手指の障害については、５手指をもって１手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。

(2)「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3)「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合をいいます。

10．足指の障害

(1)「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2)「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第１指（母指）は末節の２分の１以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

呼 称

身体呼称

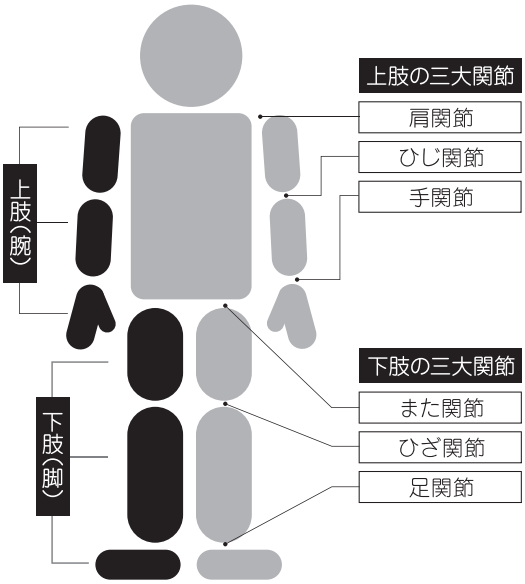

手指の呼称

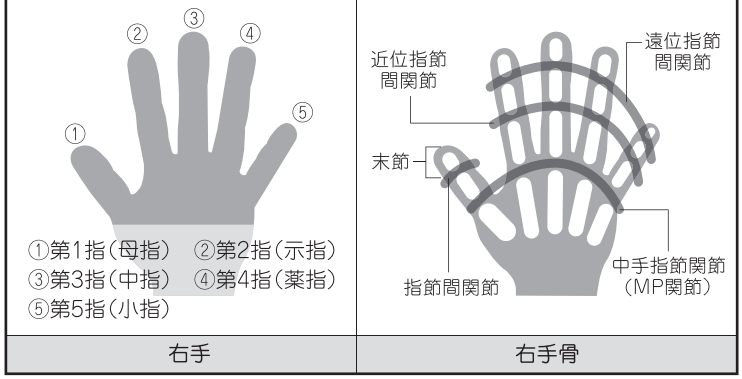

足指の呼称

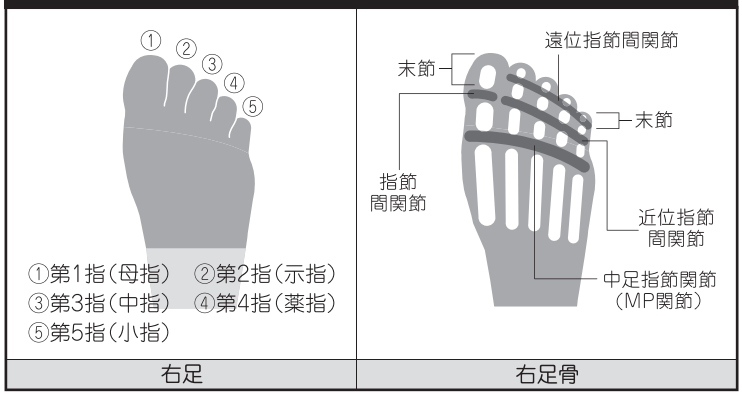

（身体）障害図解例

手・足を失ったもの

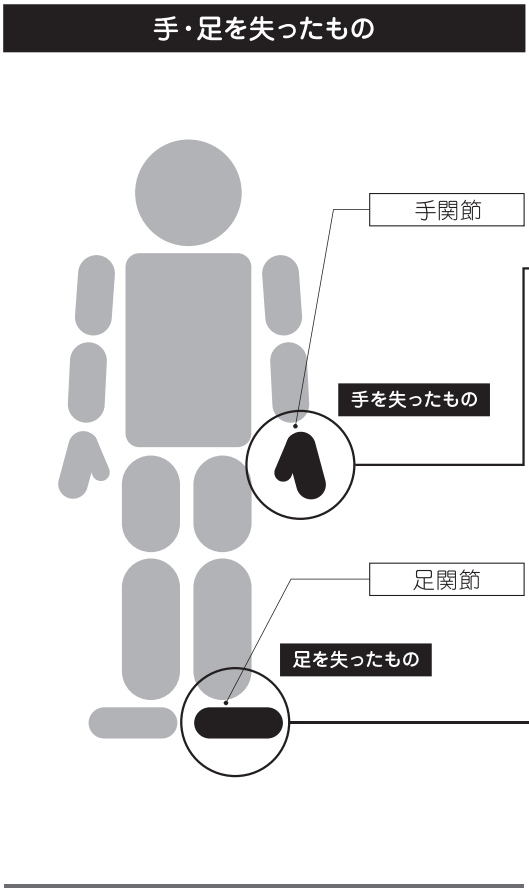

手指を失ったもの

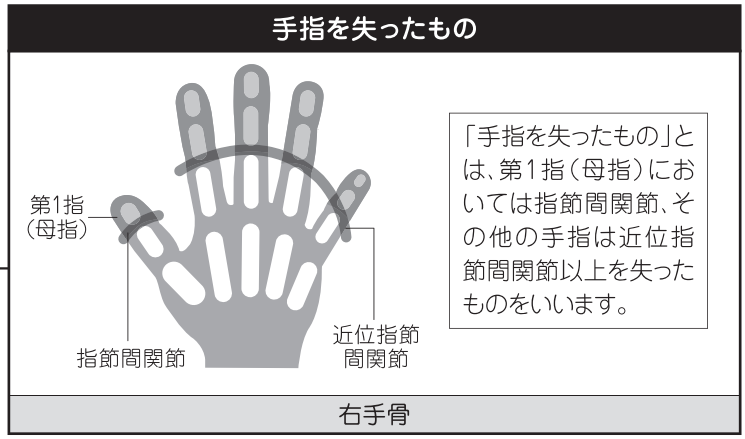

「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

足指を失ったもの

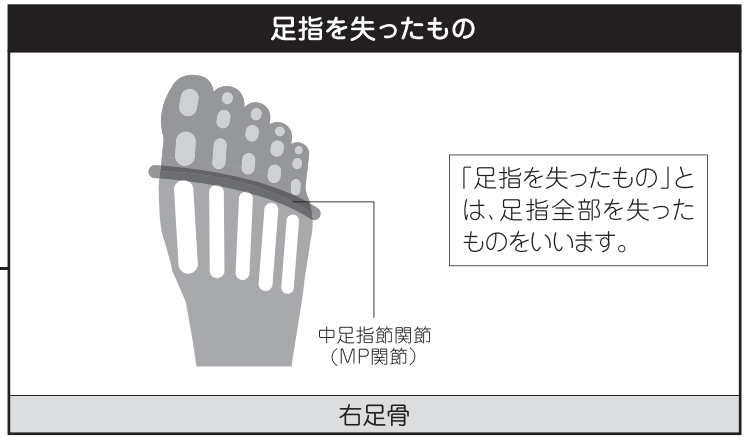

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　身体の同一部位

(1) １上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
(2) １下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
(3) 眼については、両眼を同一部位とします。
(4) 耳については、両耳を同一部位とします。
(5) 脊柱については、頚椎以下をすべて同一部位とします。
(6) 別表１の第１級の４．５．６．もしくは７.、第２級８．９．もしくは10.、第３級の16．または第４級の26.の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、１上肢と１下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表３　請求書類

(1) 災害死亡保険金および障害給付金の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
１．災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類
２．障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
１．災害保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
２．解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表４　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群［SARS］ （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものにかぎります。）	U04

短期入院保障特約（０７）

（平成22年３月１日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、会社の定める医療保険または主たる保険契約に付加されている会社の定める入院関係特約とあわせて付加することにより、２日以上の継続した入院から給付を行うことができるように医療保険または入院関係特約の給付内容を変更することを主な内容としています。

（用語の定義）

第１条　この特約条項において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。

(1)「医療保険」

「医療保険」とは、会社の定める医療保険をいいます。

(2)「主契約」

「主契約」とは、前号に定める医療保険以外の主たる保険契約をいいます。

(3)「入院関係特約」

「入院関係特約」とは、入院給付金（ただし、長期入院給付金を除きます。）の支払を行う会社の定める入院関係特約をいいます。

（特約の締結）

第２条　この特約は、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、医療保険または入院関係特約とあわせて医療保険または主契約に付加して締結します。この場合、この特約を締結する時はつぎの各号に定めるとおりとします。

(1) 医療保険または主契約の締結の際

(2) 医療保険または主契約の更新の際

(3) 主契約の責任開始期以後

(4) 入院関係特約の更新の際

②　前項の規定にかかわらず、主契約に入院関係特約がすでに付加されている場合は、この特約を付加することはできません。

③　この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（短期入院保障への変更）

第３条　この特約を付加することにより、医療保険の普通保険約款および各入院関係特約の特約条項に定める支払事由の規定中、「その入院日数が継続して５日以上であること」とあるのは「その入院日数が継続して２日以上であること」と変更して適用します。

②　前項の規定により変更して適用する医療保険および入院関係特約は、つぎの各号に定める医療保険および入院関係特約とします。

(1) この特約の付加されている医療保険

(2) この特約とあわせて医療保険または主契約に付加したすべての入院関係特約

(3) この特約の付加されている主契約に新たに付加した入院関係特約

（特約の解約）

第４条　この特約の解約は取り扱いません。

（特約の消滅）

第５条　医療保険もしくは主契約または主契約に付加されているすべての入院関係特約が解約その他の事由により消滅した場合には、この特約は消滅します。

（医療保険および入院関係特約の規定の準用）

第６条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、医療保険の普通保険約款および各入院関係特約の特約条項の規定を準用します。

（主契約にこの特約と無配当健康祝金付定期保険特約をあわせて付加した場合の特則）

第７条　主契約にこの特約と無配当健康祝金付定期保険特約をあわせて付加した場合には、無配当健康祝金付定期保険特約条項の規定はつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第７条（健康祝金の支払）および第８条（健康祝金の支払に関する補則）の規定中の入院給付金に、この特約の

付加により変更されて支払われる入院給付金を含みます。

(2) 第８条（健康祝金の支払に関する補則）第３項の規定中「入院日数が継続して５日以上」とあるのは「入院日数が継続して２日以上」と読み替えます。

（健康祝金特則を付加した医療保険にこの特約を付加した場合の特則）

第８条　健康祝金特則を付加した無配当医療保険にこの特約を付加した場合には、無配当医療保険の普通保険約款の健康祝金特則の規定はつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第２条（健康祝金の支払）および第３条（健康祝金の支払に関する補則）の規定中の入院給付金に、この特約の付加により変更されて支払われる入院給付金を含みます。

(2) 第３条（健康祝金の支払に関する補則）第２項の規定中「入院日数が継続して５日以上」とあるのは「入院日数が継続して２日以上」と読み替えます。

こども保険災害入院特約（０７）

（平成26年７月１日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 災害入院給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に不慮の事故による傷害の治療を目的として入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第１条　この特約は、保険契約者の申出により、５年ごと利差配当付こども保険(07)契約、５年ごと利差配当付こども保険契約またはこども保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約に付加して締結します。

②　前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③　会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(1) 第１項の規定によりこの特約を付加した場合

主契約の責任開始期

(2) 前項の規定によりこの特約を付加した場合

この特約の第１回保険料として会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

④　この特約を主契約に付加したときは、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（災害入院給付金の支払）

第２条　この特約において支払う災害入院給付金は、つぎのとおりです。

名称	災害入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても災害入院給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災害入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に生じた主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）を直接の原因とする入院であること (2) その入院が傷害の治療を目的とすること (3) その入院がその事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること (4) その入院が別表１に定める病院または診療所における別表２に定める入院であること (5) その入院日数が継続して５日以上であること	同一の不慮の事故による入院１回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	保険契約者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

（災害入院給付金の支払に関する補則）

第３条　被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のすべての条件を満たすときは、継続した１回の入院とみなして前条の規定を適用します。

(1) 転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の不慮の事故であること

(2) 転入院または再入院の前の入院の退院日の翌日から起算して転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること

②　被保険者が２以上の不慮の事故により入院した場合には、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中

に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払金額は、前条の支払金額に関する規定にかかわらず、入院給付金日額に、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。

③　被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、１回の入院とみなして前条および次条第１号の規定を適用します。ただし、その事故の日から起算して 180日以内に開始した入院にかぎります。

④　被保険者の入院中に入院給付金日額が減額されたときは、災害入院給付金の支払金額は各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。

⑤　被保険者が前条に規定する入院中に、この特約の保険期間が満了した場合には、その満了時を含んで継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして、前条の規定を適用します。

⑥　災害入院給付金が支払われるべき入院中に保険契約者が変更されたときは、変更前の支払日数（災害入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）に対する災害入院給付金は、変更前の保険契約者に支払います。

⑦　被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院した場合でも、その原因により入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、災害入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（災害入院給付金の支払限度）

第４条　災害入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。

(1) 同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、支払日数 120日とします。

(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して 1,095日とします。

（災害入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

第５条　災害入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。以下本条において同様とします。）または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

②　災害入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表３に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③　災害入院給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④　災害入院給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から災害入院給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、災害入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　第２号もしくは前号に定める事項、第13条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からエ．までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは災害入院給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から災害入院給付金請求時までにおける事実

⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、災害入院給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　150日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　180日
⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害入院給付金を支払いません。
⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その災害入院給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）
第６条　会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
②　前項のほか、主契約が保険料一時払の保険契約の場合でも、この特約の保険料払込期間中に主約款に規定する保険料の払込免除事由と同等の事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）
第７条　この特約の保険期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。
②　この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了する日（主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、この特約の保険期間の満了する日）までとします。
③　第１条（特約の締結および責任開始期）第２項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、この特約の保険料は、つぎの各号に定める日（以下「中途付加基準日」といいます。）からこの特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間にもとづいて、会社の定める方法により計算します。
(1) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が異なるとき
　この特約の責任開始期の属する日の直前の、主契約の年単位の契約応当日
(2) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が一致するとき
　この特約の責任開始期の属する日
④　この特約の第２回以後の保険料は、その払込方法（回数）を主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、かつ、この特約の保険料払込期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
⑤　前項の規定にかかわらず、主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、この特約の第２回以後の保険料はその払込方法（回数）を年払とし、かつ、この特約の保険料払込期間の満了時までに払い込むべきこの特約のすべての保険料について、この特約の第１回保険料と同時に一括して前納することを要します。
⑥　この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）
第８条　保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、災害入院給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。
②　前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、入院日からすでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する災害入院給付金があるときは、その災害入院給付金を支払います。
③　保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

（特約の失効）
第９条　主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）
第10条　主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の振替貸付に関する規定を準用します。

（特約の復活）
第11条　主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
②　会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の保険契約の復活に関する規定を準用

します。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第12条　この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

②　保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

③　会社は、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、災害入院給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第６条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

④　前項の規定にかかわらず、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、災害入院給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

⑤　第２項または第３項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。

⑥　本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

⑦　会社は、つぎのいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除をすることができません。

(1) この特約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためにこれを知らなかったとき

(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第１項の告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第１項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して１か月を経過したとき

(5) この特約が責任開始期の属する日から起算して２年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日から起算して２年以内に災害入院給付金の支払事由が生じていた場合を除きます。

⑧　前項第２号および第３号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第１項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第13条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者がこの特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者が、つぎのいずれかに該当する場合

ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは後継保険契約者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または後継保険契約者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

②　会社は、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約

を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による災害入院給付金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第６条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③　前２項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。

④　本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第14条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を請求することができます。

②　この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（入院給付金日額の減額）

第15条　保険契約者は、将来に向かって、この特約の入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額に満たないときは、入院給付金日額の減額を取り扱いません。

②　入院給付金日額を減額するときは、保険契約者は、別表３に定める書類を会社の本店または会社の指定する場所に提出してください。

③　入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

④　入院給付金日額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第16条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

(1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

(2) 主契約が払済保険に変更されたとき

②　第４条（災害入院給付金の支払限度）第２号の規定により、災害入院給付金の支払が通算限度に達したときは、第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第１項の規定にかかわらず、この特約は消滅します。

③　第１項第１号の規定によりこの特約が消滅した場合（主契約の死亡給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）には、会社は、保険契約者につぎの金額を支払います。

(1) 主約款の規定により主契約の解約払戻金が支払われ、かつ、この特約の解約払戻金があるとき
　次条第１項の解約払戻金

(2) 主約款の規定により主契約の責任準備金（主契約の責任準備金の金額が主契約の死亡給付金額を上回る場合には、主契約の死亡給付金額）が支払われ、かつ、この特約の責任準備金があるとき
　この特約の責任準備金

④　第１項第２号の規定によりこの特約が消滅した場合で、この特約の解約払戻金があるときは、次条第１項の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加算して、主契約の払済保険への変更を取り扱います。

⑤　第２項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（特約の解約払戻金）

第17条　この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の特約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の特約および保険料払込済の特約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。ただし、この特約の保険料払込期間が保険期間と同一のときは解約払戻金はありません。

②　この特約の解約払戻金は、主契約について保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

③　この特約の解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表３に定める書類を会社に提出してください。

④　この特約の解約払戻金の支払時期および支払場所については、第５条（災害入院給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

（保険契約者の変更）

第18条　主契約について保険契約者の変更の請求があったときは、この特約についても同時に保険契約者の変更の請求があったものとします。この場合、主約款の保険契約者の変更に関する規定を準用します。

（契約者配当金）

第19条　この特約には、契約者配当金はありません。

（契約内容の登録）

第20条　会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

(2) 入院給付金の種類

(3) 入院給付金の日額

(4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第２項において同様とします。）

(5) 当会社名

② 前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④ 各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

⑨ 第３項、第４項および第５項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

（管轄裁判所）

第21条　この特約における災害入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第22条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（主契約に出生前加入特則が適用された場合の取扱）

第23条　主契約について出生前加入特則が適用され、主約款の複数出生の場合に関する規定により主契約の被保険者が変更されたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。

(2) 第１条（特約の締結および責任開始期）の規定にかかわらず、変更時からこの特約上の責任を負います。

(3) 変更時前より変更後の被保険者がすでに入院を開始しているときは、第２条（災害入院給付金の支払）中「責任開始期」とあるのは「変更前の被保険者の責任開始期」と、次条中「不慮の事故により治療を開始した日」とあるのは「主約款の規定により主契約の被保険者が変更された日」と読み替えます。

② 変更前の被保険者について、すでに支払われている災害入院給付金があるときは、その入院日数を変更後の被保険者の災害入院給付金の支払限度に通算します。

（主契約にこの特約とこども保険疾病保障特約をあわせて付加した場合の特則）

第24条　主契約にこの特約とこども保険疾病保障特約(07)、こども保険疾病保障特約('03)またはこども保険疾病保障特約('02)（以下本条において「こども保険疾病保障特約」といいます。）をあわせて付加した場合、こども保険疾病保障特約の規定により疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故により治療を開始したときは、災害入院給付金の支払金額は、第２条（災害入院給付金の支払）の支払金額に関する規定にかかわらず、入院給付金日額に、不慮の事故により治療を開始した日から起算した入院日数を乗じて得た金額とします。

（特約保険料を前納する場合の特則）

第25条　主契約およびこの特約が分割払の場合で、主約款の規定により主契約の保険料を前納するときは、この特約保険料も同時に前納することを要します。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 主約款の保険料の前納に関する規定を準用します。

(2) 第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第４項および第６項の規定を適用します。

②　前項の規定に加え、この特約を付加する際に、すでに主契約の保険料が前納されている場合には、主契約の前納されている保険料期間までこの特約保険料を前納することを要します。

（主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合の特則）

第26条　主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合には、この特約についても指定代理請求人による請求に関する特則が適用されるものとします。

（特約保険料の一時払に関する特則）

第27条　第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第２項、第４項、第５項および第６項の規定にかかわらず、この特約の保険料は一時払の方法で払い込むことができます。この場合には、この特約の一時払保険料は、第１条（特約の締結および責任開始期）第２項の規定による場合を除き、主契約の第１回保険料（主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、一時払保険料）と同時に払い込むことを要します。

②　保険料一時払の特約については、つぎの各号の規定は適用しません。

(1) 第６条（特約保険料の払込免除）

(2) 第８条（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

(3) 第10条（特約保険料の振替貸付）

③　保険料一時払の特約のときは、第１条（特約の締結および責任開始期）第３項第２号の規定中「第１回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

（こども保険保険料払込免除特約(07)とあわせて付加する場合の特則）

第28条　こども保険保険料払込免除特約(07)が付加されている主契約にこの特約を付加する場合（この特約と同時に付加する場合を含みます。）には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１条（特約の締結および責任開始期）第３項第２号の規定中「被保険者に関する告知前」とあるのは「保険契約者および被保険者に関する告知前」と読み替えます。

(2) 第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第３項の規定の規定中「この特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間」とあるのは「この特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間ならびに中途付加基準日における保険契約者の年齢」と読み替えます。

(3) 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）第１項の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「第12条　この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が保険契約者および被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。」

（受取人の変更）

第29条　この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

（年払および半年払の保険契約における取扱）

第30条　契約日が平成22年３月１日以降の主契約に付加する年払および半年払のこの特約について、主約款に定める年払および半年払の保険契約における取扱の規定を準用します。

（平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合の特則）

第31条　この特約を平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第５条（災害入院給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定中「５営業日」とあるのは、「５日」と読み替えて適用します。

別表１　病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表２　入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表１に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表３　請求書類

(1) 災害入院給付金の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
1．災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の住民票 (6) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
1．入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
2．解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

こども保険疾病保障特約（０７）

（平成26年７月１日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 疾病入院給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に疾病の治療を目的として入院したときに、その入院日数に応じてお支払いします。

(2) 手術給付金

被保険者がこの特約の保険期間中に所定の手術を受けたときにお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第１条　この特約は、保険契約者の申出により、５年ごと利差配当付こども保険(07)契約、５年ごと利差配当付こども保険契約またはこども保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約に付加して締結します。

②　前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③　会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(1) 第１項の規定によりこの特約を付加した場合

主契約の責任開始期

(2) 前項の規定によりこの特約を付加した場合

この特約の第１回保険料として会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

④　この特約を主契約に付加したときは、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（疾病入院給付金および手術給付金の支払）

第２条　この特約において支払う疾病入院給付金および手術給付金は、つぎのとおりです。

名称	疾病入院給付金または手術給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても疾病入院給付金または手術給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること (2) その入院が疾病の治療を目的とすること (3) その入院が別表１に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における別表２に定める入院であること (4) その入院日数が継続して５日以上であること	入院１回につき、 入院給付金日額 × 入院日数	保険契約者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（備考４に定めるところによります。） (9) 地震、噴火または津波 (10)戦争その他の変乱
手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療または生じた主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）その他の外因による傷害の治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所において受けた手術 (3) 別表３に定めるいずれかの種類の手術	手術１回につき、 入院給付金日額 × （別表３に定める給付倍率）		

（疾病入院給付金および手術給付金の支払に関する補則）

第３条　被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のす

べての条件を満たすときは、継続した１回の入院とみなして前条の規定を適用します。
(1) 転入院または再入院の前の入院と、転入院または再入院の直接の原因が同一の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）であること
(2) 転入院または再入院の前の入院の退院日の翌日から起算して転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以内であること
② 被保険者が、疾病を直接の原因とする入院中に、異なる疾病を併発し（入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合を含みます。）、さらに入院治療を必要とする状態が生じた場合には、その併発した疾病については、入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
③ つぎのいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして前条の規定を適用します。
(1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とする入院
(2) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
(3) この特約の責任開始期以後に開始した別表７に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）のための入院
④ 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、１回の入院とみなして前条および次条第１号の規定を適用します。
⑤ 前項に該当した場合でも、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
⑥ 被保険者の入院中に入院給付金日額が減額されたときは、疾病入院給付金の支払金額は各日現在の入院給付金日額にもとづいて計算します。
⑦ 被保険者が前条に規定する入院中に、この特約の保険期間が満了した場合には、その満了時を含んで継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして、前条の規定を適用します。
⑧ 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病の治療または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院しまたは手術を受けた場合には、つぎのとおり取り扱います。
(1) この特約の責任開始期の属する日から起算して２年以内に開始した入院または受けた手術について、つぎのア．またはイ．のいずれかの場合に該当するときは、その入院または手術はこの特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院または手術とみなして取り扱います。
ア．この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
イ．その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合
ａ．この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合
ｂ．この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合
ｃ．この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合
(2) この特約の責任開始期の属する日から起算して２年を経過した後に入院を開始しまたは手術を受けたときは、その入院または手術はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
⑨ 疾病入院給付金が支払われるべき入院中に保険契約者が変更されたときは、変更前の支払日数（疾病入院給付金を支払う日数。以下同様とします。）に対する疾病入院給付金は、変更前の保険契約者に支払います。
⑩ 被保険者が同時に２種類以上の手術をあわせて受けた場合には、もっとも給付倍率の高いいずれか１種類の手術を受けたものとみなして、前条の規定を適用します。
⑪ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院しまたは手術を受けた場合でも、その原因により入院しまたは手術を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、疾病入院給付金または手術給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（疾病入院給付金の支払限度）

第４条　疾病入院給付金の支払限度は、つぎのとおりとします。
(1) １回の入院についての支払限度は、支払日数 120日とします。
(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して 1,095日とします。

（疾病入院給付金および手術給付金の請求、支払時期および支払場所）

第５条　疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。以下本条において同様とします。）または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
② 疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表５に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③　疾病入院給付金または手術給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
④　疾病入院給付金または手術給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から疾病入院給付金または手術給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、疾病入院給付金または手術給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無
(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
(4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　第２号もしくは前号に定める事項、第13条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からエ．までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは疾病入院給付金もしくは手術給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から疾病入院給付金もしくは手術給付金請求時までにおける事実
⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、疾病入院給付金または手術給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日
(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日
(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日
(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日
⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は疾病入院給付金および手術給付金を支払いません。
⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その疾病入院給付金または手術給付金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）
第６条　会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
②　前項のほか、主契約が保険料一時払の保険契約の場合でも、この特約の保険料払込期間中に主約款に規定する保険料の払込免除事由と同等の事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）
第７条　この特約の保険期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。
②　この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了する日（主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、この特約の保険期間の満了する日）までとします。
③　第１条（特約の締結および責任開始期）第２項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、この特約の保険料は、つぎの各号に定める日（以下「中途付加基準日」といいます。）からこの特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間にもとづいて、会社の定める方法により計算します。
(1) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が異なるとき
　この特約の責任開始期の属する日の直前の、主契約の年単位の契約応当日

(2) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が一致するとき
この特約の責任開始期の属する日

④　この特約の第２回以後の保険料は、その払込方法（回数）を主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、かつ、この特約の保険料払込期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

⑤　前項の規定にかかわらず、主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、この特約の第２回以後の保険料はその払込方法（回数）を年払とし、かつ、この特約の保険料払込期間の満了時までに払い込むべきこの特約のすべての保険料について、この特約の第１回保険料と同時に一括して前納することを要します。

⑥　この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

第８条　保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。

②　前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、入院日からすでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する疾病入院給付金があるときは、その疾病入院給付金を支払います。

③　保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

（特約の失効）

第９条　主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）

第10条　主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の振替貸付に関する規定を準用します。

（特約の復活）

第11条　主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

②　会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の保険契約の復活に関する規定を準用します。

（告知義務および告知義務違反による解除）

第12条　この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

②　保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

③　会社は、疾病入院給付金もしくは手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、疾病入院給付金もしくは手術給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに疾病入院給付金または手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第６条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

④　前項の規定にかかわらず、疾病入院給付金もしくは手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、疾病入院給付金もしくは手術給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。

⑤　第２項または第３項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。

⑥　本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

⑦　会社は、つぎのいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除をすることができません。

(1) この特約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知ら

なかったとき
(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第１項の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第１項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して１か月を経過したとき
(5) この特約が責任開始期の属する日から起算して２年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日から起算して２年以内に疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じていた場合を除きます。

⑧　前項第２号および第３号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第１項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第13条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者がこの特約の給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(4) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者が、つぎのいずれかに該当する場合
ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること
エ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは後継保険契約者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または後継保険契約者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

②　会社は、疾病入院給付金もしくは手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による疾病入院給付金もしくは手術給付金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに疾病入院給付金または手術給付金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第６条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

③　前２項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。

④　本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第14条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を請求することができます。

②　この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（入院給付金日額の減額）

第15条　保険契約者は、将来に向かって、この特約の入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める金額に満たないときは、入院給付金日額の減額を取り扱いません。

②　入院給付金日額を減額するときは、保険契約者は、別表５に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

③　入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。

④　入院給付金日額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第16条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。

(1) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき

(2) 主契約が払済保険に変更されたとき

②　前項第１号の規定によりこの特約が消滅した場合（主契約の死亡給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）には、会社は、保険契約者につぎの金額を支払います。

(1) 主約款の規定により主契約の解約払戻金が支払われ、かつ、この特約の解約払戻金があるとき
　次条第１項の解約払戻金

(2) 主約款の規定により主契約の責任準備金（主契約の責任準備金の金額が主契約の死亡給付金額を上回る場合には、主契約の死亡給付金額）が支払われ、かつ、この特約の責任準備金があるとき
　この特約の責任準備金

③　第１項第２号の規定によりこの特約が消滅した場合で、この特約の解約払戻金があるときは、次条第１項の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加算して、主契約の払済保険への変更を取り扱います。

（特約の解約払戻金）

第17条　この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の特約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の特約および保険料払込済の特約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。ただし、この特約の保険料払込期間が保険期間と同一のときは解約払戻金はありません。

②　この特約の解約払戻金は、主契約について保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。

③　この特約の解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表５に定める書類を会社に提出してください。

④　この特約の解約払戻金の支払時期および支払場所については、第５条（疾病入院給付金および手術給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

（保険契約者の変更）

第18条　主契約について保険契約者の変更の請求があったときは、この特約についても同時に保険契約者の変更の請求があったものとします。この場合、主約款の保険契約者の変更に関する規定を準用します。

（契約者配当金）

第19条　この特約には、契約者配当金はありません。

（契約内容の登録）

第20条　会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

(2) 入院給付金の種類

(3) 入院給付金の日額

(4) 契約日（復活または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第２項において同様とします。）

(5) 当会社名

②　前項の登録の期間は、契約日から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。

③　協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第１項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

④　各生命保険会社等は、第２項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。

⑤　各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から５年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第１項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

⑥　各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

⑦　協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

⑧　保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
⑨　第３項、第４項および第５項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

（管轄裁判所）
第21条　この特約における疾病入院給付金、手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

（主約款の規定の準用）
第22条　この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（特別条件を付加する場合の特則）
第23条　この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、特定疾病・部位不担保法により取り扱うことができます。
②　特定疾病・部位不担保法による場合には、この特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または別表４に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた疾病（別表６に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする入院または手術については、第２条（疾病入院給付金および手術給付金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

（主契約に出生前加入特則が適用された場合の取扱）
第24条　主契約について出生前加入特則が適用され、主約款の複数出生の場合に関する規定により主契約の被保険者が変更されたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
(2) 第１条（特約の締結および責任開始期）の規定にかかわらず、変更時からこの特約上の責任を負います。
(3) 変更時前より変更後の被保険者がすでに入院を開始しているときは、第２条（疾病入院給付金および手術給付金の支払）中「責任開始期」とあるのは「変更前の被保険者の責任開始期」と読み替えます。
(4) 変更時前に生じた疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を直接の目的として変更時以後に手術を受けた場合で、その疾病または不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の発生が変更前の被保険者の責任開始期以後のときは、変更時以後に生じたものとみなして取り扱います。
②　変更前の被保険者について、すでに支払われている疾病入院給付金があるときは、その入院日数を変更後の被保険者の疾病入院給付金の支払限度に通算します。

（主契約にこの特約とこども保険災害入院特約をあわせて付加した場合の特則）
第25条　主契約にこの特約とこども保険災害入院特約(07)、こども保険災害入院特約('03)またはこども保険災害入院特約('02)（以下本条において「こども保険災害入院特約」といいます。）をあわせて付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) この特約の入院給付金日額は、こども保険災害入院特約の入院給付金日額（こども保険災害入院特約('02)の場合は災害入院給付金日額をいいます。以下本条において同様とします。）と同額とします。
(2) こども保険災害入院特約の入院給付金日額が減額されたときは、この特約の入院給付金日額も同時に同額まで減額されるものとします。
(3) この特約の規定により疾病入院給付金の支払事由が生じた場合でも、こども保険災害入院特約の規定により災害入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の疾病入院給付金は支払いません。
(4) こども保険災害入院特約の規定により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始した場合で、こども保険災害入院特約の規定により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の疾病入院給付金の支払金額は、第２条（疾病入院給付金および手術給付金の支払）の支払金額に関する規定にかかわらず、入院給付金日額に、こども保険災害入院特約の規定により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数を乗じて得た金額とします。

（特約保険料を前納する場合の特則）
第26条　主契約およびこの特約が分割払の場合で、主約款の規定により主契約の保険料を前納するときは、この特約保険料も同時に前納することを要します。この場合、つぎのとおり取り扱います。
(1) 主約款の保険料の前納に関する規定を準用します。
(2) 第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第４項および第６項の規定を適用します。
②　前項の規定に加え、この特約を付加する際に、すでに主契約の保険料が前納されている場合には、主契約の前納さ

れている保険料期間までこの特約保険料を前納することを要します。

（主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合の特則）

第27条　主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合には、この特約についても指定代理請求人による請求に関する特則が適用されるものとします。

（特約保険料の一時払に関する特則）

第28条　第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第２項、第４項、第５項および第６項の規定にかかわらず、この特約の保険料は一時払の方法で払い込むことができます。この場合には、この特約の一時払保険料は、第１条（特約の締結および責任開始期）第２項の規定による場合を除き、主契約の第１回保険料（主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、一時払保険料）と同時に払い込むことを要します。

②　保険料一時払の特約については、つぎの各号の規定は適用しません。

(1) 第６条（特約保険料の払込免除）

(2) 第８条（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

(3) 第10条（特約保険料の振替貸付）

③　保険料一時払の特約のときは、第１条（特約の締結および責任開始期）第３項第２号の規定中「第１回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

（こども保険保険料払込免除特約(07)とあわせて付加する場合の特則）

第29条　こども保険保険料払込免除特約(07)が付加されている主契約にこの特約を付加する場合（この特約と同時に付加する場合を含みます。）には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１条（特約の締結および責任開始期）第３項第２号の規定中「被保険者に関する告知前」とあるのは「保険契約者および被保険者に関する告知前」と読み替えます。

(2) 第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第３項の規定の規定中「この特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間」とあるのは「この特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間ならびに中途付加基準日における保険契約者の年齢」と読み替えます。

(3) 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）第１項の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「第12条　この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が保険契約者および被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。」

（受取人の変更）

第30条　この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

（年払および半年払の保険契約における取扱）

第31条　契約日が平成22年３月１日以降の主契約に付加する年払および半年払のこの特約について、主約款に定める年払および半年払の保険契約における取扱の規定を準用します。

（平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合の特則）

第32条　この特約を平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第５条（疾病入院給付金および手術給付金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定中「５営業日」とあるのは、「５日」と読み替えて適用します。

別表１　病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表２　入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表１に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表３　対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号１～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術		
1．	植皮術（25cm^{2}未満は除く）	20倍
2．	乳房切断術	20
§筋骨の手術（抜釘術は除く）		
3．	骨移植術	20
4．	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く）	20
5．	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く）	20
6．	鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く）	10
7．	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く）	20
8．	脊椎・骨盤観血手術	20
9．	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10．	四肢切断術（手指・足指を除く）	20
11．	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの）	20
12．	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く）	10
13．	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く）	10
§呼吸器・胸部の手術		
14．	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15．	喉頭全摘除術	20
16．	気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの）	20
17．	胸郭形成術	20
18．	縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術		
19．	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く）	20
20．	静脈瘤根本手術	10
21．	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	40
22．	心膜切開・縫合術	20
23．	直視下心臓内手術	40
24．	体内用ペースメーカー埋込術	20
25．	脾摘除術	20
§消化器の手術		
26．	耳下腺腫瘍摘出術	20
27．	顎下腺腫瘍摘出術	10
28．	食道離断術	40
29．	胃切除術	40
30．	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの）	20
31．	腹膜炎手術	20
32．	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33．	ヘルニア根本手術	10
34．	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35．	直腸脱根本手術	20
36．	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの）	20
37．	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く）	10

手術番号	手術の種類	給付倍率
§尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者にかぎる）	40倍
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	10
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術 （視力矯正手術を除く。また、施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§悪性新生物の手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術を除く）		
80.	悪性新生物根治手術	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする）	10
82.	その他の悪性新生物手術	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
§上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20倍
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする）	10
§新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする）	10

別表４　身体部位一覧表

部位番号	身体部位の名称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸廓
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	鼠蹊部
19	睾丸および副睾丸
20	前立腺
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

別表５　請求書類

(1) 疾病入院給付金および手術給付金の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
1．疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2．手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
1．入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
2．解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表６　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群［SARS］ （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものにかぎります。）	U04

別表７　異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	O00～O08
○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
○分娩の合併症	O60～O75
○分娩（O80～O84）中の	
・単胎自然分娩（O80）中の	
・自然骨盤位分娩	O80.1
・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
・帝王切開による単胎分娩	O82
・その他の介助単胎分娩	O83
・多胎分娩	O84
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99
○その他の細菌性疾患（Ａ30～Ａ49）中の	
・産科的破傷風	Ａ34

備考

１．治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術などのため入院している場合のことをいいます。

２．治療を直接の目的としない手術

「治療を直接の目的としない手術」とは、例えば、美容整形手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などのことをいいます。

３．医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

(1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
(2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
(3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

４．薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

こども保険入院一時金特約（０７）

（平成26年７月１日改正）

（この特約の趣旨）

この特約は、つぎの保障を主な内容とするものです。

(1) 入院一時金

被保険者がこの特約の保険期間中に不慮の事故による傷害または疾病の治療を目的として継続して２日以上入院したときにお支払いします。

（特約の締結および責任開始期）

第１条　この特約は、保険契約者の申出により、５年ごと利差配当付こども保険(07)契約、５年ごと利差配当付こども保険契約またはこども保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約に付加して締結します。

②　前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の責任開始期以後、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③　前２項の場合、主契約に会社の定めるこども保険災害入院特約およびこども保険疾病保障特約を付加することを要します。

④　会社は、つぎの時からこの特約上の責任を負います。

(1) 第１項の規定によりこの特約を付加した場合

主契約の責任開始期

(2) 第２項の規定によりこの特約を付加した場合

この特約の第１回保険料として会社の定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

⑤　この特約を主契約に付加したときは、主契約の普通保険約款の規定を準用し、保険契約者に保険証券を交付します。

（入院一時金の支払）

第２条　この特約において支払う入院一時金は、つぎのとおりです。

名称	入院一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても入院一時金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
入院一時金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下同様とします。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること、または、この特約の責任開始期以後に生じた主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内に開始した入院であること (2) その入院が治療を目的とすること (3) その入院が別表１に定める病院または診療所における別表２に定める入院であること (4) その入院日数が継続して２日以上であること	入院１回につき、 入院一時金額	保険契約者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき (1) 保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。）の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存（備考３に定めるところによります。ただし、入院一時金の支払事由のうち不慮の事故による場合を除きます。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

（入院一時金の支払に関する補則）

第３条　被保険者が入院一時金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に、つぎのいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病による継続した１回の入院とみなして前条の規定を適用し、入院一時金の支払は１回のみとします。

(1) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病と異なる不慮の事故が生じていたときまたは生じたとき

(2) その入院開始の直接の原因となった不慮の事故または疾病と異なる疾病を併発していたときまたは併発したとき

②　つぎのいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院とみなして前条の規定を適用します。

(1) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を直接の目的とする入院

(2) この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の目的として、その事故の日から起算して 180日を経過した後に開始した入院

(3) この特約の責任開始期以後に開始した別表６に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）のための入院

③　被保険者が入院一時金の支払事由に該当する入院を２回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係にあるときは、１回の入院とみなして前条および次条の規定を適用し、入院一時金の支払は１回のみとします。

④　前項に該当した場合でも、つぎの場合には、新たな入院とみなして前条の規定を適用します。

(1) 同一の疾病（その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があるときを含みます。）により入院一時金が支払われ、最終の入院の退院日の翌日から起算して 180日を経過した後に開始した入院

(2) 同一の不慮の事故により入院一時金が支払われ、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院

⑤　被保険者の入院中に入院一時金額が減額されたときは、入院一時金の支払金額は、支払事由に該当した日現在の入院一時金額にもとづいて支払います。

⑥　被保険者の入院中に、つぎの各号に定める事由が生じた場合には、それらの事由が生じた時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして前条の規定を適用します。

(1) この特約の保険期間が満了したとき

(2) こども保険災害入院特約またはこども保険疾病保障特約（以下「こども保険入院保障特約」といいます。）の特約条項に定める入院給付金の通算支払限度に達したために第16条（特約の消滅）第１項第３号の規定によりこの特約が消滅したとき

⑦　被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病の治療または生じた不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) この特約の責任開始期の属する日から起算して２年以内に開始した入院について、つぎのア．またはイ．のいずれかの場合に該当するときは、その入院はこの特約の責任開始期以後に発病した疾病の治療を目的とする入院とみなして取り扱います。

ア．この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合（ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。）

イ．その傷害または疾病（その傷害または疾病による症状を含みます。）について、つぎのすべてに該当する場合

ａ．この特約の責任開始期前に医師の診療を受けたことがない場合

ｂ．この特約の責任開始期前の健康診断等において異常の指摘（要経過観察または要再検査等を含みます。）がない場合

ｃ．この特約の責任開始期前に被保険者の自覚および保険契約者の認識がない場合

(2) この特約の責任開始期の属する日から起算して２年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

⑧　被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により入院した場合でも、その原因により入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、入院一時金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

（入院一時金の支払限度）

第４条　入院一時金の支払限度は、支払回数を通算して20回とします。

（入院一時金の請求、支払時期および支払場所）

第５条　入院一時金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者（保険契約者が死亡した後は後継保険契約者とします。以下本条において同様とします。）または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。

②　入院一時金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表４に定める書類を提出して、その請求をしてください。

③　入院一時金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して５営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

④　入院一時金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から入院一時金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、入院一時金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

(1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
　被保険者が支払事由に該当する事実の有無

(2) 免責事由に該当する可能性がある場合
　支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

(4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
　第２号もしくは前号に定める事項、第13条（重大事由による解除）第１項第４号ア．からエ．までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは入院一時金請求の意図に関するこの特約の締結時から入院一時金請求時までにおける事実

⑤　前項の確認をするため、つぎの各号の事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第３項および前項にかかわらず、入院一時金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会　　60日

(2) 前項第２号から第４号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　90日

(3) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　120日

(4) 前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第１号、第２号または第４号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　120日

(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査　　150日

(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査　　180日

⑥　第４項または前項に掲げる事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は入院一時金を支払いません。

⑦　第４項または第５項に掲げる事項の確認を行う場合、その入院一時金を請求した者に通知します。

（特約保険料の払込免除）

第６条　会社は、主契約について保険料の払込が免除されたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

②　前項のほか、主契約が保険料一時払の保険契約の場合でも、この特約の保険料払込期間中に主約款に規定する保険料の払込免除事由と同等の事由が生じたときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込を免除します。

（特約の保険期間および特約保険料の払込）

第７条　この特約の保険期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険期間の満了する日までとします。

②　この特約の保険料払込期間は、この特約の責任開始期から主契約の保険料払込期間の満了する日（主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、この特約の保険期間の満了する日）までとします。

③　第１条（特約の締結および責任開始期）第２項の規定によりこの特約を中途付加する場合には、この特約の保険料は、つぎの各号に定める日（以下「中途付加基準日」といいます。）からこの特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間にもとづいて、会社の定める方法により計算します。

(1) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が異なるとき
　この特約の責任開始期の属する日の直前の、主契約の年単位の契約応当日

(2) この特約の責任開始期の属する日と主契約の年単位の契約応当日が一致するとき
　この特約の責任開始期の属する日

④　この特約の第２回以後の保険料は、その払込方法(回数)を主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とし、かつ、この特約の保険料払込期間中、払込期月を同一とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。

⑤　前項の規定にかかわらず、主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、この特約の第２回以後の保険料はその払

込方法（回数）を年払とし、かつ、この特約の保険料払込期間の満了時までに払い込むべきこの特約のすべての保険料について、この特約の第１回保険料と同時に一括して前納することを要します。
⑥　この特約の保険料払込期間中、主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その払い込まれないこの特約の保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。

（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）
第８条　保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、入院一時金の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からすでに保険料期間の到来した未払込保険料を差し引きます。
②　前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。
③　保険料の払込期月中または主約款に定める保険料払込の猶予期間中に、保険料払込の免除事由が生じた場合の保険料の取扱については、主約款の規定を準用します。

（特約の失効）
第９条　主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。この場合、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を請求することができます。

（特約保険料の振替貸付）
第10条　主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の振替貸付に関する規定を準用します。

（特約の復活）
第11条　主契約の復活の請求の際に、保険契約者から別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
②　会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾したときは、主約款の保険契約の復活に関する規定を準用します。

（告知義務および告知義務違反による解除）
第12条　この特約の締結または復活の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。
②　保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
③　会社は、入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、入院一時金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第６条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
④　前項の規定にかかわらず、入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、入院一時金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
⑤　第２項または第３項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。
⑥　本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。
⑦　会社は、つぎのいずれかの場合には、本条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
(1) この特約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき
(2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第１項の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第１項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して１か月を経過したとき
(5) この特約が責任開始期の属する日から起算して２年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日から起算して２年以内に入院一時金の支払事由が生じていた場合を除きます。
⑧　前項第２号および第３号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第１項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

（重大事由による解除）

第13条　会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
(1) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者がこの特約の一時金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に一時金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2) この特約の一時金の請求に関し、一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(4) 保険契約者、被保険者または後継保険契約者が、つぎのいずれかに該当する場合
ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること
エ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5) 他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは後継保険契約者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または後継保険契約者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第１号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
②　会社は、入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による入院一時金を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、第６条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
③　前２項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または後継保険契約者に通知します。
④　本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社は、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を保険契約者に支払います。

（特約の解約）

第14条　保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、第17条第１項の解約払戻金を請求することができます。
②　この特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

（入院一時金額の減額）

第15条　保険契約者は、将来に向かって、この特約の入院一時金額を減額することができます。ただし、減額後の入院一時金額が会社の定める金額に満たないときは、入院一時金額の減額を取り扱いません。
②　入院一時金額を減額するときは、保険契約者は、別表４に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
③　こども保険入院保障特約の入院給付金日額が減額され、入院一時金額が会社の定める限度をこえるときは、入院一時金額はその限度まで減額されるものとします。
④　入院一時金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
⑤　入院一時金額が減額されたときは、保険契約者に通知します。

（特約の消滅）

第16条　つぎの各号の場合には、この特約は消滅します。
(1) 主契約またはこども保険入院保障特約が解約その他の事由により消滅したとき（第３号により消滅したときを除きます。）
(2) 主契約が払済保険に変更されたとき

(3) こども保険入院保障特約の特約条項に定める入院給付金の通算支払限度に達したとき
② 第４条（入院一時金の支払限度）の規定により、入院一時金の支払が通算限度に達したときは、第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第１項の規定にかかわらず、この特約は消滅します。
③ 第１項第１号の規定によりこの特約が消滅した場合（主契約の死亡給付金の支払事由の発生に伴って消滅したときを除きます。）には、会社は、保険契約者につぎの金額を支払います。
(1) 主約款の規定により主契約の解約払戻金が支払われ、かつ、この特約の解約払戻金があるとき
次条第１項の解約払戻金
(2) 主約款の規定により主契約の責任準備金（主契約の責任準備金の金額が主契約の死亡給付金額を上回る場合には、主契約の死亡給付金額）が支払われ、かつ、この特約の責任準備金があるとき
この特約の責任準備金
④ 第１項第２号の規定によりこの特約が消滅した場合で、この特約の解約払戻金があるときは、次条第１項の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加算して、主契約の払済保険への変更を取り扱います。
⑤ 第１項第３号の規定によりこの特約が消滅した場合で、この特約の責任準備金があるときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
⑥ 第１項第３号および第２項の規定によりこの特約が消滅したときは、保険契約者に通知します。

（特約の解約払戻金）
第17条 この特約の解約払戻金は、保険料払込期間中の特約については、その保険料を払い込んだ年月数により、保険料一時払の特約および保険料払込済の特約については、それぞれその経過した年月数により会社の定める方法によって計算します。ただし、この特約の保険料払込期間が保険期間と同一のときは解約払戻金はありません。
② この特約の解約払戻金は、主契約について保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約払戻金に加算しません。
③ この特約の解約払戻金を請求するときは、保険契約者は、別表４に定める書類を会社に提出してください。
④ この特約の解約払戻金の支払時期および支払場所については、第５条（入院一時金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定を準用します。

（保険契約者の変更）
第18条 主契約について保険契約者の変更の請求があったときは、この特約についても同時に保険契約者の変更の請求があったものとします。この場合、主約款の保険契約者の変更に関する規定を準用します。

（契約者配当金）
第19条 この特約には、契約者配当金はありません。

（管轄裁判所）
第20条 この特約における入院一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

（主約款の規定の準用）
第21条 この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

（特別条件を付加する場合の特則）
第22条 この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める危険の標準に適合しない場合には、その危険の種類および程度に応じて、特定疾病・部位不担保法により取り扱うことができます。
② 特定疾病・部位不担保法による場合には、この特約を主契約に付加する際に会社が定めた不担保期間（以下「不担保期間」といいます。）中の、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）、または別表３に定める身体部位のうちこの特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた疾病（別表５に定める感染症は除きます。）を直接の原因とする入院については、第２条（入院一時金の支払）の規定は適用しません。ただし、被保険者が不担保期間の満了する日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了する日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

（主契約に出生前加入特則が適用された場合の取扱）
第23条 主契約について出生前加入特則が適用され、主約款の複数出生の場合に関する規定により主契約の被保険者が変更されたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
(2) 第１条（特約の締結および責任開始期）の規定にかかわらず、変更時からこの特約上の責任を負います。
(3) 変更時前より変更後の被保険者がすでに入院を開始しているときは、第２条（入院一時金の支払）中「責任開始期」とあるのは「変更前の被保険者の責任開始期」と読み替えます。

② 変更前の被保険者について、すでに支払われている入院一時金があるときは、その支払回数を変更後の被保険者の入院一時金の支払限度に通算します。

（特約保険料を前納する場合の特則）

第24条　主契約およびこの特約が分割払の場合で、主約款の規定により主契約の保険料を前納するときは、この特約保険料も同時に前納することを要します。この場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 主約款の保険料の前納に関する規定を準用します。

(2) 第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第４項および第６項の規定を適用します。

② 前項の規定に加え、この特約を付加する際に、すでに主契約の保険料が前納されている場合には、主契約の前納されている保険料期間までこの特約保険料を前納することを要します。

（主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合の特則）

第25条　主契約に指定代理請求人による請求に関する特則が付加されている場合には、この特約についても指定代理請求人による請求に関する特則が適用されるものとします。

（特約保険料の一時払に関する特則）

第26条　第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第２項、第４項、第５項および第６項の規定にかかわらず、この特約の保険料は一時払の方法で払い込むことができます。この場合には、この特約の一時払保険料は、第１条（特約の締結および責任開始期）第２項の規定による場合を除き、主契約の第１回保険料（主契約が保険料一時払の保険契約の場合には、一時払保険料）と同時に払い込むことを要します。

② 保険料一時払の特約については、つぎの各号の規定は適用しません。

(1) 第６条（特約保険料の払込免除）

(2) 第８条（保険料の払込期月中または払込猶予期間中に保険事故が生じた場合の保険料の取扱）

(3) 第10条（特約保険料の振替貸付）

③ 保険料一時払の特約のときは、第１条（特約の締結および責任開始期）第４項第２号の規定中「第１回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

（こども保険保険料払込免除特約(07)とあわせて付加する場合の特則）

第27条　こども保険保険料払込免除特約(07)が付加されている主契約にこの特約を付加する場合（この特約と同時に付加する場合を含みます。）には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第１条（特約の締結および責任開始期）第４項第２号の規定中「被保険者に関する告知前」とあるのは「保険契約者および被保険者に関する告知前」と読み替えます。

(2) 第７条（特約の保険期間および特約保険料の払込）第３項の規定の規定中「この特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間」とあるのは「この特約の保険期間および保険料払込期間の満了する日までの期間ならびに中途付加基準日における保険契約者の年齢」と読み替えます。

(3) 第12条（告知義務および告知義務違反による解除）第１項の規定は、つぎのとおり読み替えます。

「第12条　この特約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が保険契約者および被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。」

（受取人の変更）

第28条　この特約のみの受取人の変更は取り扱いません。

（年払および半年払の保険契約における取扱）

第29条　契約日が平成22年３月１日以降の主契約に付加する年払および半年払のこの特約について、主約款に定める年払および半年払の保険契約における取扱の規定を準用します。

（平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合の特則）

第30条　この特約を平成22年２月28日以前に締結された保険契約に付加する場合、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第５条（入院一時金の請求、支払時期および支払場所）第３項の規定中「５営業日」とあるのは、「５日」と読み替えて適用します。

別表１　病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）

(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表２　入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表１に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表３　身体部位一覧表

部位番号	身体部位の名称
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む）
4	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	咽頭および喉頭
7	胃および十二指腸（空腸を含む）
8	小腸
9	盲腸（虫様突起を含む）
10	大腸および直腸
11	肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管および気管支
15	胸廓
16	腎臓および尿管
17	膀胱および尿道
18	鼠蹊部
19	睾丸および副睾丸
20	前立腺
21	乳房（乳腺を含む）
22	卵巣、卵管および子宮附属器
23	子宮
24	子宮体部
25	頸椎部（当該神経を含む）
26	胸椎部（当該神経を含む）
27	腰椎部（当該神経を含む）
28	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む）
29	左肩関節部
30	右肩関節部
31	左股関節部
32	右股関節部
33	左上肢（左肩関節部を除く）
34	右上肢（右肩関節部を除く）
35	左下肢（左股関節部を除く）
36	右下肢（右股関節部を除く）
37	皮膚（頭皮を含む）
38	食道

別表４　請求書類

(1) 入院一時金の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
１．入院一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 不慮の事故による場合は、不慮の事故であることを証する書類 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

(2) その他の請求に必要な書類

項　　目	必　　要　　書　　類
１．入院一時金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
２．解約および解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

（注）１．会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
２．会社は、上記の書類（前１．で求める書類を含みます。）について会社の定める情報端末への入力など電磁的記録による提出を認めることがあります。

別表５　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群［SARS］ （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものにかぎります。）	U04

別表６　異常分娩

「異常分娩」とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	O00～O08
○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
○分娩の合併症	O60～O75
○分娩（O80～O84）中の	
・単胎自然分娩（O80）中の	
・自然骨盤位分娩	O80.1
・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
・帝王切開による単胎分娩	O82
・その他の介助単胎分娩	O83
・多胎分娩	O84
○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99
○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の	
・産科的破傷風	A34

備考

1．治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術などのため入院している場合のことをいいます。

2．医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、病名が異なっていても医学上重要な関係にあるとされる一連の疾病のことをいい、例えば、つぎのような疾病の関係をいいます。

(1) 高血圧性疾患とそれに起因する心疾患または脳血管疾患等の関係
(2) 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）とそれに起因する高血圧症または腎臓疾患等の関係
(3) 糖尿病とそれに起因する眼性疾患（網膜症等）または腎臓疾患等の関係

3．薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年３月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

各種例表

こども保険傷害特約 (07)　解約払戻金額例表

こども保険災害入院特約 (07)　解約払戻金額例表

こども保険疾病保障特約 (07)　解約払戻金額例表

こども保険入院一時金特約 (07)　解約払戻金額例表

こども保険傷害特約 (07)　解約払戻金額例表

（災害保険金額1万円につき）

契約年齢	保険期間 保険料払込期間 経過年数	解約払戻金額 20歳 15歳	22歳 18歳
	年	円	円
0歳	1	0	0
	2	1	0
	3	6	4
	4	7	5
	5	9	6
	7	13	9
	10	20	13
	15	31	20
	19	6	19
	21		6
4歳	1	1	0
	2	2	1
	3	8	5
	4	11	7
	5	13	8
	7	19	12
	10	28	17
	15	6	19
	17		6
8歳	1	2	1
	2	4	1
	3	13	7
	4	17	10
	5	22	12
	7	31	17
	10	13	25
	11	6	19
	13		6
12歳	1		2
	2		3
	3		12
	4		16
	5		21
	7		19
	9		6

（注）・契約年齢とは、中途付加基準日における被保険者の満年齢をいいます。
・経過年数とは中途付加基準日から起算し、保険料払込期間中の場合には経過年数（払込）をいい、保険料払込済の場合には経過年数をいいます。

こども保険災害入院特約（07）　解約払戻金額例表

（短期入院保障特約（07）が付加されている場合）

（入院給付金日額 1,000円につき）

契約年齢	保険期間 保険料払込期間 経過年数	解約払戻金額 20歳 15歳	22歳 18歳
	年	円	円
0歳	1	20	10
	2	30	10
	3	190	120
	4	250	170
	5	320	210
	7	460	300
	10	670	440
	15	1,050	690
	19	220	640
	21		220
4歳	1	30	10
	2	50	20
	3	270	160
	4	360	220
	5	450	280
	7	640	400
	10	950	580
	15	220	640
	17		220
8歳	1	60	20
	2	120	50
	3	430	240
	4	580	320
	5	740	410
	7	1,050	580
	10	430	850
	11	220	640
	13		220
12歳	1		50
	2		110
	3		410
	4		560
	5		700
	7		640
	9		220

（注）・契約年齢とは、中途付加基準日における被保険者の満年齢をいいます。
・経過年数とは中途付加基準日から起算し、保険料払込期間中の場合には経過年数（払込）をいい、保険料払込済の場合には経過年数をいいます。

こども保険疾病保障特約（07）　解約払戻金額例表

（短期入院保障特約（07）が付加されている場合）

（入院給付金日額 1,000円につき）

契約年齢	保険期間 保険料払込期間 経過年数	解約払戻金額 20歳 15歳	 22歳 18歳
	年	円	円
0歳	1	90	40
	2	180	90
	3	1,110	730
	4	1,500	980
	5	1,890	1,240
	7	2,700	1,760
	10	3,970	2,590
	15	6,250	4,080
	19	1,300	3,820
	21		1,300
4歳	1	160	70
	2	330	140
	3	1,580	970
	4	2,130	1,310
	5	2,680	1,650
	7	3,830	2,360
	10	5,630	3,470
	15	1,300	3,820
	17		1,300
8歳	1	350	130
	2	710	270
	3	2,580	1,420
	4	3,470	1,910
	5	4,380	2,410
	7	6,250	3,430
	10	2,570	5,040
	11	1,300	3,820
	13		1,300
12歳	1		320
	2		650
	3		2,450
	4		3,300
	5		4,160
	7		3,820
	9		1,300

（注）・契約年齢とは、中途付加基準日における被保険者の満年齢をいいます。
・経過年数とは中途付加基準日から起算し、保険料払込期間中の場合には経過年数（払込）をいい、保険料払込済の場合には経過年数をいいます。

こども保険入院一時金特約（07）　解約払戻金額例表

（入院一時金額 1,000円につき）

契約年齢	保険期間 保険料払込期間 経過年数	解約払戻金額 20歳 15歳	22歳 18歳
	年	円	円
0歳	1	10	0
	2	20	10
	3	120	80
	4	160	100
	5	200	130
	7	280	180
	10	410	270
	15	650	420
	19	130	400
	21		130
4歳	1	20	10
	2	30	10
	3	160	100
	4	220	140
	5	280	170
	7	400	250
	10	580	360
	15	130	400
	17		130
8歳	1	40	10
	2	70	30
	3	270	150
	4	360	200
	5	460	250
	7	650	360
	10	270	520
	11	130	400
	13		130
12歳	1		30
	2		70
	3		250
	4		340
	5		430
	7		400
	9		130

（注）・契約年齢とは、中途付加基準日における被保険者の満年齢をいいます。
・経過年数とは中途付加基準日から起算し、保険料払込期間中の場合には経過年数（払込）をいい、保険料払込済の場合には経過年数をいいます。

全国支社一覧

（平成 29 年7月現在）

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
旭川	070-0031	旭川市一条通9-右 10	0166-23-4024
札幌北	001-0908	札幌市北区新琴似8条1- 1-41	011-709-5526
札幌	060-0002	札幌市中央区北2条西3- 1	011-231-5533
札幌東	004-0052	札幌市厚別区厚別中央2条5- 4-18	011-896-1410
札幌南	005-0003	札幌市南区澄川3条5- 2-13	011-842-1711
札幌西	063-0812	札幌市西区琴似2条7- 2- 3	011-612-5501
小樽	047-0032	小樽市稲穂2- 6- 3	0134-25-7060
函館	040-0011	函館市本町 12- 2	0138-51-8550
青森	030-0861	青森市長島2-25- 1	017-776-2413
八戸	031-0081	八戸市柏崎1-10-12	0178-46-1181
盛岡	020-0878	盛岡市肴町3- 9	019-653-3102
秋田	010-0951	秋田市山王3- 1-12	018-863-8111
石巻	986-0825	石巻市穀町3-15	0225-23-0206
塩釜	985-0021	塩釜市尾島町 16-10	022-363-0527
仙台	980-0811	仙台市青葉区一番町2- 8-15	022-225-3111
仙台南	982-0011	仙台市太白区長町5- 1-15 エイ・エヌ ステーションビル	022-249-3271
山形	990-0039	山形市香澄町2- 2-31 カーニープレイス山形	023-632-2761
＊新庄	996-0023	新庄市沖の町2- 4 ビーンズ新庄ビル	0233-28-0155
郡山	963-8004	郡山市中町1-22 大同生命ビル	024-923-5447
＊牛久	300-1234	牛久市中央4-24- 2 アルシェビル	029-830-8282
水戸	310-0805	水戸市中央1- 2-19	029-227-1101
宇都宮	320-0035	宇都宮市伝馬町2-11	028-634-0121
＊小山	323-0022	小山市駅東通り2-24-18	0285-22-8441
高崎	370-0824	高崎市田町 57- 1	027-322-5554
熊谷	360-0043	熊谷市星川2-75	048-521-1285
大宮	330-0846	さいたま市大宮区大門町3-42- 5	048-641-3786
所沢	359-1123	所沢市日吉町 18- 1 ARAI-181 ビル	04-2922-5191
浦和	330-0063	さいたま市浦和区高砂3- 4- 9	048-829-2921
朝霞	351-0005	朝霞市根岸台5- 3-18	048-463-6099
川越	350-1123	川越市脇田本町 26- 4	049-247-3451
春日部	344-0061	春日部市粕壁2- 8-13	048-754-6560
越谷	343-0845	越谷市南越谷1-19- 6　越谷ビル	048-961-6730
千葉	260-0014	千葉市中央区本千葉町 10- 5	043-222-4121
船橋	273-0005	船橋市本町2-27-25	047-432-2711
市川	272-0021	市川市八幡1-11- 4	047-334-3244
柏	277-0842	柏市末広町6- 3	04-7145-4155

＊印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
松戸	271-0092	松戸市松戸 1331-10	047-368-1288
小岩	133-0057	江戸川区西小岩1-29- 7	03-3671-7581
千住	120-0036	足立区千住仲町 19- 8	03-3882-7638
青戸	125-0062	葛飾区青戸3-41- 8	03-3602-5106
赤羽	115-0045	北区赤羽2-17- 4	03-3903-9881
江東	136-0071	江東区亀戸2-25-14 立花アネックスビル	03-5836-1568
東京	101-0032	千代田区岩本町 2-4-3	03-3862-1821
池袋	171-0022	豊島区南池袋2-49- 4	03-3987-4321
渋谷	150-0002	渋谷区渋谷2-17- 2	03-3409-7841
中野	165-0026	中野区新井2-30- 5	03-3387-4441
烏山	157-0062	世田谷区南烏山5-17- 8	03-3305-6061
大森	143-0016	大田区大森北1-17- 4	03-3762-5728
田無	188-0012	西東京市南町3-25- 2	042-461-7609
立川	190-0023	立川市柴崎町3-11- 2	042-523-0251
八王子	192-0083	八王子市旭町9- 1 八王子スクエアビル	042-642-1741
町田	194-0022	町田市森野1-32-17	042-722-2603
登戸	214-0013	川崎市多摩区登戸新町 445- 1	044-911-4217
川崎	210-0004	川崎市川崎区宮本町2-24	044-244-1337
藤が丘	227-0043	横浜市青葉区藤が丘2- 9- 2	045-971-6901
横浜北	222-0011	横浜市港北区菊名6- 3-14	045-401-1761
横浜	231-0047	横浜市中区羽衣町1- 3- 1	045-261-8381
＊横浜西	241-0821	横浜市旭区二俣川2-85- 3 二俣川NKビル	045-273-1042
横須賀	238-0008	横須賀市大滝町1-20- 1	046-822-2322
湘南	236-0028	横浜市金沢区洲崎町 6-5	045-781-2081
戸塚	244-0002	横浜市戸塚区矢部町 17- 4	045-871-1101
藤沢	251-0054	藤沢市朝日町 13- 2	0466-23-4150
大和	242-0017	大和市大和東3-15- 4	046-264-8265
厚木	243-0018	厚木市中町4-16-22	046-222-1178
平塚	254-0042	平塚市明石町1-24	0463-21-2085
＊小田原	250-0012	小田原市本町1- 1-38 あいおいニッセイ同和損保小田原ビル	0465-24-5681
松本	390-0815	松本市深志2- 4-26	0263-36-5291
長野	380-0935	長野市中御所1-16-20	026-268-0227
新潟	950-0088	新潟市中央区万代4- 1-11	025-243-3618
富山	930-0007	富山市宝町1- 3-14	076-432-1534
金沢	920-0902	金沢市尾張町2- 8-23	076-263-0541
福井	910-0004	福井市宝永2- 1	0776-22-6630
沼津	410-0056	沼津市高島町 11-13	055-921-5325

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
＊富士	417-0047	富士市青島町 192- 2 サン・アイ富士ビル	0545-52-8761
清水	424-0815	静岡市清水区江尻東2- 1- 5	054-365-2919
静岡	420-0852	静岡市葵区紺屋町 11- 4	054-254-2551
＊藤枝	426-0034	藤枝市駅前2-14-20 第2フラワービル	054-645-7600
浜松	430-0926	浜松市中区砂山町 353- 8	053-454-2501
豊橋	440-0888	豊橋市駅前大通3-53	0532-54-0515
岡崎	444-0044	岡崎市康生通南2- 3	0564-21-4822
熱田	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2- 2- 4	052-681-8538
春日井	486-0916	春日井市八光町 1-20-2	0568-31-2866
名古屋	460-0003	名古屋市中区錦3- 6-34	052-962-8911
名古屋東	465-0093	名古屋市名東区一社2-25	052-705-3522
名古屋西	453-0054	名古屋市中村区鳥居西通1-13	052-413-2821
一宮	491-0904	一宮市神山1- 4- 6	0586-45-5230
四日市	510-0074	四日市市鵜の森1- 1-18	059-351-1065
＊津	514-0033	津市丸之内 34- 5 津中央ビル	059-229-2881
岐阜	500-8175	岐阜市長住町2-16- 3	058-265-6811
大津	520-0042	大津市島の関2- 2	077-524-1580
京都	600-8099	京都市下京区仏光寺通烏丸東入	075-361-8111
京都西	615-8073	京都市西京区桂野里町 41-73	075-392-3992
京都南	612-8362	京都市伏見区西大手町 307-60	075-621-5633
奈良	631-0823	奈良市西大寺国見町1- 3- 7	0742-43-8011
高槻	569-0072	高槻市京口町9- 5	072-671-8815
豊中	561-0884	豊中市岡町北1- 2-17	06-6853-6565
寝屋川	572-0837	寝屋川市早子町 10-21	072-820-2850
大阪	541-0048	大阪市中央区瓦町3- 6- 5　銀泉備後町ビル	06-4706-1090
大阪西	551-0002	大阪市大正区三軒家東1-19-14	06-6554-8561
大阪南	558-0013	大阪市住吉区我孫子東1-10- 6	06-6691-3551
大阪東	546-0002	大阪市東住吉区杭全1-16-27	06-4301-8585
大阪北	532-0023	大阪市淀川区十三東1-10-26	06-6302-7798
布施	577-0056	東大阪市長堂3- 4-24	06-6784-6121
堺	590-0048	堺市堺区一条通16－1	072-238-3848
藤井寺	583-0027	藤井寺市岡2-10-15	072-952-1410
岸和田	596-0054	岸和田市宮本町 29-26	072-431-3732
和歌山	640-8331	和歌山市美園町2- 1	073-436-7311
川西	666-0033	川西市栄町 10-16	072-758-1516
尼崎	660-0892	尼崎市東難波町5-17-28	06-6482-7611
西宮	662-0918	西宮市六湛寺町 14- 5	0798-35-5335

＊印の支社では窓口業務はお取り扱いしていません。

支社	郵便番号	所在地	電話番号（代）
神戸	650-0004	神戸市中央区中山手通2- 1- 8	078-391-5401
神戸西	654-0024	神戸市須磨区大田町3- 1- 4	078-732-3557
明石	673-0016	明石市松の内2－8－3	078-927-0202
姫路	670-0947	姫路市北条 432-14	079-225-2006
岡山	700-0821	岡山市北区中山下1- 2- 3	086-225-1908
倉敷	710-0826	倉敷市老松町2- 7- 2	086-425-7815
松江	690-0006	松江市伊勢宮町 519- 1 松江大同生命ビル	0852-22-4380
福山	720-0812	福山市霞町1- 2-11	084-923-2426
呉	737-0045	呉市本通2- 1-23 大同生命呉ビル	0823-24-3390
広島	732-0826	広島市南区松川町1-19	082-262-1141
広島西	733-0812	広島市西区己斐本町2-12-28	082-272-8346
徳山	745-0073	周南市代々木通2-47	0834-21-0787
宇部	755-0042	宇部市松島町 18-10	0836-31-3709
下関	750-0012	下関市観音崎町 12-10	083-223-8266
高松	760-0056	高松市中新町2- 5	087-861-0795
松山	790-0003	松山市三番町6- 8- 1	089-941-2270
徳島	770-0923	徳島市大道1-62 中筋ビル	088-626-0151
高知	780-0053	高知市駅前町2-16	088-824-0353
小倉	802-0005	北九州市小倉北区堺町2- 3-20	093-531-1835
八幡	806-0028	北九州市八幡西区熊手2- 3-13	093-631-1731
福岡東	813-0013	福岡市東区香椎駅前2- 1-21	092-672-1911
福岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前3-26-23	092-474-1971
福岡西	814-0021	福岡市早良区荒江3-11-32	092-831-6781
福岡南	812-0879	福岡市博多区銀天町 3-6-21	092-571-3318
久留米	830-0018	久留米市通町8- 6	0942-35-6161
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1- 4- 8	0952-26-7313
佐世保	857-0864	佐世保市戸尾町3- 5	0956-24-2264
長崎	850-0032	長崎市興善町2-31	095-826-5231
熊本	860-0806	熊本市中央区花畑町 4-3	096-353-1281
大分	870-0034	大分市都町1- 1- 1	097-534-0054
宮崎	880-0806	宮崎市広島2-12-11	0985-28-1811
鹿児島	892-0844	鹿児島市山之口町 12-14	099-224-3835
＊那覇	900-0006	那覇市おもろまち1- 3-31 那覇新都心メディアビル 西棟	098-941-3313

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

=MEMO=

太陽生命からのお願い

●つぎのようなときには、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）まですぐお知らせください。

・ご転居、住所表示変更などのとき

・名義変更（契約者変更、死亡保険金受取人変更、改姓・改名等）、保険証券紛失などのとき

●当社の経営についてのご意見、ご契約についてのお問い合わせやご相談がございましたら、もよりの支社または当社お客様サービスセンター（裏表紙をご参照ください）までお気軽にご連絡ください。

※当社の経営についてのご意見は、太陽生命ホームページでも受付しております。

●ご契約に関するご照会やご通知の際、あるいは当社経営に関するご意見の際には、保険証券の記号・番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所を必ずお知らせください。

●保険証券は各種お手続きに必要なものです。大切に保管してください。

ご契約に関する照会やご相談につきましては、下記お客様サービスセンターへお問い合わせください。

太陽生命お客様サービスセンター **0120－97－2111**（通話無料）
営業時間　月～金曜日　9時～18時　　土･日曜日　9時～17時
（祝日･年末年始（12月30日～翌年1月4日）は休業します）

※お客様サービスセンターとのお電話の内容は、正確な手続きのため録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客様に関する情報の取扱については、当社ホームページをご覧ください。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080 www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

●「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。本保険契約の締結については、太陽生命保険株式会社が引受保険会社となります。

太陽生命保険株式会社
ホームページ　http://www.taiyo-seimei.co.jp/
（本社）〒103-6031　東京都中央区日本橋２丁目７番１号

※この冊子と同じ内容をホームページでもご覧になれます。
（表紙に記載されたしおり約款閲覧コードで検索できます。）

平成29年7月作成

個-734-17-015　2017/07/31　55002223-O1　29.07　600　N03115-1